

雇用保険法

ポイント 5000本 ノック 2017年版

第1章 総則

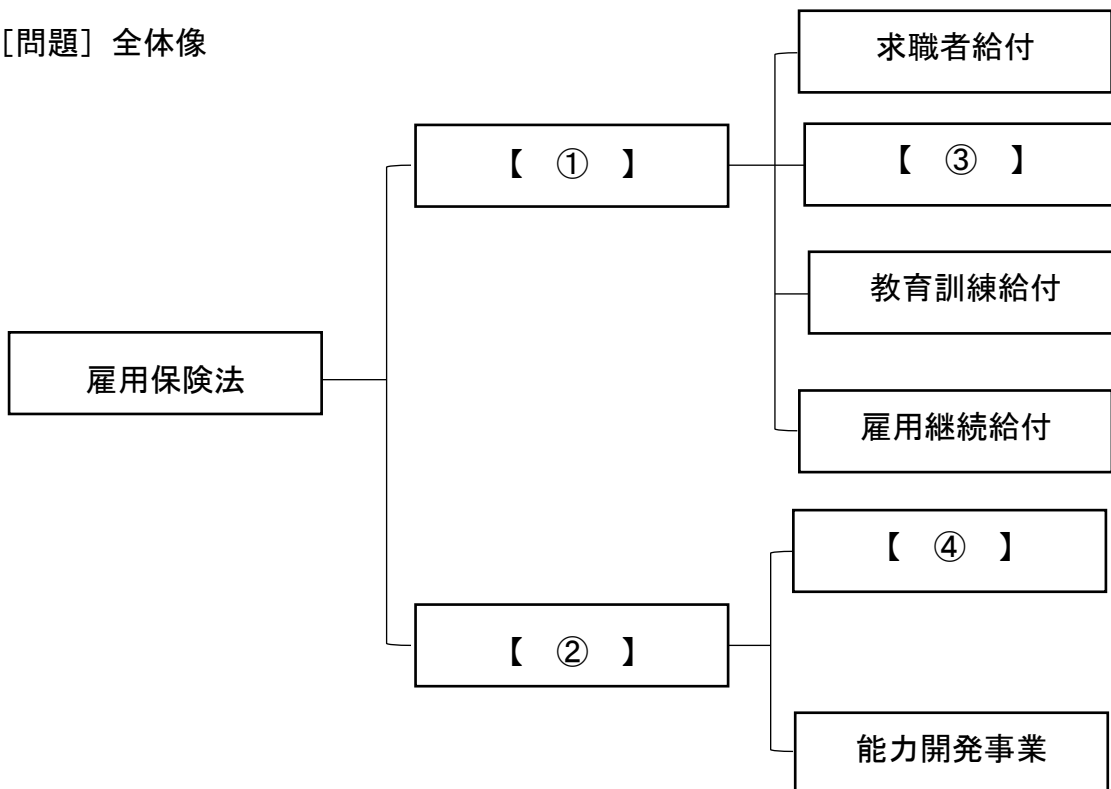
法1条 目的

〔問題〕雇用保険は、労働者が【 ① 】した場合及び労働者について【 ② 】となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら【 ③ 】を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の【 ④ 】に資するため、【 ⑤ 】、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

①失業 ②雇用の継続が困難 ③職業に関する教育訓練 ④職業の安定 ⑤失業の予防

〔問題〕雇用保険は、法1条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。 (○)

〔問題〕全体像



①失業等給付 ②雇用保険二事業 ③就職促進給付 ④雇用安定事業

法2条 管掌

[問題] 雇用保険は、政府が管掌する。(○)

[問題] 雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。(○)

[問題] 都道府県知事が行うことができる事務は、雇用保険二事業のうち、能力開発事業のすべてについて、行うことができる。

(×) 能力開発事業の一部について、行うことができる。

[問題] 雇用保険法の厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を【 ① 】に委任することができる。

前記の【 ① 】に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、【 ② 】に委任することができる。

①都道府県労働局長 ②公共職業安定所長

[問題] 船員である者が失業した場合の事務は、公共職業安定所長又は地方運輸局長が行うこととする。(○)

法72条 労働政策審議会への諮問

[問題] 厚生労働大臣は、雇用保険法の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かななければならない。(○)

[問題] 労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に関し、関係行政庁に【 ① 】し、又はその報告を求めることができる。

①建議

第2章 適用事業所等

法2条 雇用保険事業

〔問題〕 雇用保険は、第1条の目的を達成するため、失業等給付（求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付）を行うほか、雇用保険二事業（雇用安定事業及び能力開発事業）を行うことができる。（○）

〔問題〕 雇用保険法は、昭和22年に創設された失業保険制度を前身とする。（○）

法4条2項・3項 離職及び失業

〔問題〕 この法律において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。（○）

〔問題〕 この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、【 ① 】を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

①労働の意思及び能力

〔問題〕 労働の「意思」とは、自己の労働能力を提供して就職しようとする積極的な意思をいう。（○）

〔問題〕 労働の「能力」とは、労働に従事し、その対価を得て自己の生活に資し得る精神的、肉体的及び環境上の能力をいう。（○）

〔問題〕 職業に就くことができない状態とは、公共職業安定所が受給資格者の求職の申込みに応じて最大の努力をしたが、就職させることができず、また、本人の努力によっても就職できない状態をいう。（○）

法4条4項 賃金

〔問題〕 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。 (○)

〔問題〕 厚生労働省令で定める範囲とは、食事、被服及び住居の利益のほか、公共職業安定所長が定めるところによる。 (○)

〔問題〕 通貨以外のもので支払われる賃金の「厚生労働省令で定める範囲」は、食事、被服及び住居の利益のほか、都道府県労働局長が定めるところによる。

(×) 公共職業安定所長が定める

〔問題〕 当該賃金の「評価額」は、公共職業安定所長が定める。 (○)

〔問題〕 チップは、原則賃金ではない。ただし、事業主の手を経て再分配されるものは賃金に該当する。 (○)

法5条1項 適用事業

〔問題〕 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。 (○)

〔問題〕 原則として、労働者を雇用する事業は、業種を問わず適用事業になる。 (○)

〔問題〕 上記の例外として、個人経営の農林水産業の事業（船員が雇用される事業を除く）であって、常時5人以上の労働者を雇用する事業以外の事業は、暫定任意適用事業になることができる。 (○)

〔問題〕 常時5人以上とは、事業場ごとに雇用する労働者の数が、年間を通じて5人以上であることをいう。 (○)

〔問題〕 常時5人の計算上、雇用保険法の適用を受けない者は除く。

(×) 含めて計算する。

〔問題〕 海外国籍の事業主が日本国内で行う事業は、雇用保険法の適用事業に含まれない。

(×) 適用事業になる。

〔問題〕 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業は、いかなる場合も適用事業とならない。

(×) 適用事業となる。

〔問題〕 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される公務員は、離職した際に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超える場合には適用除外となる。(○)

〔問題〕 同一の事業主が、適用事業に該当する部門と暫定任意適用事業に該当する部門とを兼営している場合、それぞれの部門が独立した事業と認められる場合、適用部門のみが適用事業となる。(○)

〔問題〕 一の事業所が二つに分割された場合は、分割された二の事業所のうち主たる事業所と分割前の事業所は同一のものとして取り扱われる。(○)

法附則2条 暫定任意適用事業

〔問題〕 下記のすべての要件を満たしている場合に、事業主が任意加入の申請を行い、厚生労働大臣の認可があった場合に、適用事業とする。(○)

- ① 個人経営であること
- ② 農林水産の事業であること
- ③ 常時5人未満の労働者を雇用する事業であること（船員が雇用される事業は除く）

〔問題〕 任意加入の申請時には、雇用保険の適用除外事由に該当する労働者を含めて労働者の2分の1以上の同意を必要とする。

(×) 雇用保険の適用除外事由に該当する労働者は除く

〔問題〕 任意加入の認可を受けた場合、当該認可があった日の翌日に保険関係が成立する。

(×) 認可のあった日に保険関係が成立する。

〔問題〕 労働者の減少、事業内容の変更により、適用事業が暫定任意適用事業に該当することとなった場合は、該当するに至った日に、任意加入の認可があったものとみなす。

(×) 該当するに至った日の翌日

〔問題〕 暫定任意適用事業に係わる保険関係の成立（徴収法附則2条）

	労災保険	雇用保険
成立	事業主が加入の申請をし、【 ① 】に保険関係が成立する。	
申請要件	なし	使用労働者の【 ② 】以上の同意
加入義務	使用労働者の【 ③ 】が加入を希望	使用労働者の【 ② 】以上が加入を希望
提出先	所轄労働基準監督署長経由 所轄都道府県労働局長に提出	所轄公共職業安定所長経由 所轄都道府県労働局長に提出
添付書類	なし	労働者の【 ② 】以上の同意証明

①厚生労働大臣の認可があった日 ②2分の1 ③過半数

法4条 被保険者の定義

〔問題〕 被保険者の種類は、一般被保険者、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者の4種類である。

(×) 一般被保険者、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者の4種類（平成29年法改正）

〔問題〕 雇用関係とは、労働者が事業主の支配を受けて、その規律の下に労働を提供し、その対償として事業主から賃金等の支払いを受ける関係をいう。(○)

[問題] 一般被保険者とは、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の被保険者をいう。(○)

法 37 条の 2 第 1 項 高年齢被保険者

[問題] 高年齢被保険者とは、60 歳以上の被保険者をいう。

(×) 65 歳以上の被保険者をいう。

[問題] 65 歳に達した日以降に初めて雇用された場合は、被保険者とならない。

(×) 要件に該当すれば、年齢に関わらず、高年齢被保険者になることが可能。

[問題] 65 歳に達した日以後に適用事業に新たに雇用された者は、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者に該当することとなる場合を除き、被保険者とならない。

(×) 短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者、高年齢被保険者になることができる。

法 38 条 1 項 短期雇用特例被保険者

[問題] 被保険者であって、【 ① 】に雇用されるもののうち次の各号のいずれにも該当しない者を【 ② 】といい、【 ③ 】を支給する。

(1) 4 カ月以内の期間を定めて雇用される者

(2) 1 週間の所定労働時間が【 ④ 】時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数未満(30 時間未満)である者

①季節的 ②短期雇用特例被保険者 ③特例一時金 ④20

[問題] 日雇労働被保険者に該当する者は、短期雇用特例被保険者になることができる。

(×) 短期雇用特例被保険者になることはできない。

[問題] 短期雇用特例被保険者が、同一の事業主に引き続いて 1 年以上雇用されるに至った場合、切替日(1 年以上雇用されるに至った日)以後の扱いは、下記の通りである。

(○)

(1)切替日に 65 歳未満の者は、一般被保険者に切替

(2)切替日に 65 歳以上の者は、高年齢被保険者に切替

法43条 日雇労働被保険者

〔問題〕被保険者である日雇労働者であって、一定の要件に該当するものを【 ① 】といい、その者が失業した場合に、【 ② 】を支給する。

①日雇労働被保険者 ②日雇労働求職者給付金

〔問題〕日雇労働者とは、下記のいずれかに該当する者をいう。 (○)

- ①日々雇用される者
- ②30日以内の期間を定めて雇用される者

〔問題〕上記の日雇労働者に該当する者であっても、前2月の各月において【 ① 】日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して【 ② 】日以上雇用された者は、日雇労働者には該当しない。

①18 ②31

〔問題〕上記の者であっても、公共職業安定所長の認可（資格継続の認可）を受けたときは、その者はそのまま日雇労働被保険者となることができる。 (○)

法6条 適用除外

〔問題〕平成29年1月1日以降、現行は雇用保険の適用除外となっている65歳以上の雇用人についても、雇用保険の適用の対象とする。 (○)平成29年 法改正

〔問題〕平成32年度より、64歳以上の者についての雇用保険料の徴収を始めることとする。 (○)平成29年 法改正

〔問題〕下記に掲げる者については、この法律は、適用しない。
65歳に達した日以後に雇用される者（ただし、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

(×)法改正…平成29年1月1日以降、雇用保険の適用除外となっている65歳以上の者について、雇用保険の適用の対象に。適用範囲の拡大

〔問題〕 下記に掲げる者については、この法律は、適用しない。

- (1) 1週間の所定労働時間が【 ① 】時間未満である者（日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）
- (2) 同一の事業主の適用事業に【 ② 】日以上雇用されることが見込まれない者（前2月の各月において【 ③ 】日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び日雇労働者であって日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）
- (3) 季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの
- ・4カ月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・1週間の所定労働時間が【 ④ 】時間未満である者
- (4) 学校教育法に規定する学校、専修学校又は各種学校の学生又は生徒で一定の者
- (5) 船員法に規定する船員であって、【 ⑤ 】（政令で定めるものに限る。）に乗り組むため雇用される者（【 ⑥ 】年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。）
- (6) 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、【 ⑦ 】の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

①20 ②継続して31 ③18 ④20時間以上30 ⑤漁船 ⑥1

⑦求職者給付及び就職促進給付

〔問題〕 通常の労働者の1週間の所定労働時間が40時間である適用事業で、1週間の所定労働時間を25時間、雇用契約の期間を2年間と定めて雇用された満62歳の労働者は、一般被保険者となることはできない。

(×) 「31日以上継続して雇用が見込まれること」

「1週間の所定労働時間が20時間以上であること」の要件を満たしているので被保険者となる。

〔問題〕 国や行政執行法人の事業に雇用される者（非常勤の者は除く）は、諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められるため、承認せずに当然適用が除外される。(○)

〔問題〕 都道府県等の事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる場合、都道府県等の長が厚生労働大臣に申請し、承認を受けた場合、適用が除外される。(○)

〔問題〕市町村等の事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる場合、市町村等の長が厚生労働大臣に申請し、承認を受ければ適用が除外される。

(×) 都道府県労働局長に申請し、厚生労働大臣の定める基準により、その承認を受けた場合、適用が除外される。

〔問題〕当初の雇入れ時に31日以上雇用されることが見込まれない場合であっても、雇入れ後において、雇入れ時から31日以上雇用されることが見込まれることとなった場合には、他の要件を満たす限り、当初の雇入れ時にさかのぼって一般被保険者となる。

(×) 雇入れ時から31日以上雇用されることが見込まれることとなった日から一般被保険者となる。

〔問題〕100日の期間を定めて週あたり労働時間が35時間で季節的に雇用されていた者が、引き続き30日間雇用されるに至った場合は、その30日間の初日から短期雇用特例被保険者となる。(○)

雇用保険の被保険者該当、非該当の具体例

〔問題〕登録型派遣労働者は、雇用保険の適用基準を満たした場合、原則として、被保険者になる。(○)

〔問題〕株式会社の取締役は、原則、被保険者にならない。(○)

〔問題〕上記の例外として、同時に部長や工場長等の従業員としての身分を有する取締役は、報酬の支払い面から労働者性が強く、雇用関係が認められる場合は、被保険者となる。(○)

〔問題〕代表取締役は、例外なく被保険者とならない。(○)

〔問題〕監査役は、例外なく被保険者とならない。

(×) 報酬の支払い面から労働者性が強く、雇用関係が認められる場合は、被保険者となる。

[問題] 農業協同組合、漁業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者にならない。(○)

[問題] 生命保険の外務員は、職務内容、給与の算出方法等により判断し、雇用関係が明確である場合は、被保険者となる。(○)

[問題] 家事使用人は、例外なく被保険者とならない。(×)

[問題] 家事使用人が、雇用保険の適用事業に雇用され、主として家事以外の労働に従事することを本務とする者は、被保険者に該当する。(○)

[問題] 個人事業主と同居している親族は、原則、被保険者とならない。(○)

[問題] 社会福祉施設である授産施設の作業員は、職員を除き被保険者とならない。(○)

[問題] 在宅勤務者は、事業所勤務者との同一性が確認できれば、原則、被保険者となる。(○)

[問題] 同時に2以上の雇用関係にある労働者は、本人が希望する事業所の被保険者となる。

(×) その者が、生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係についてのみ被保険者となる。

[問題] 労働者が長期欠勤の場合は、賃金の支払いがないので、被保険者とならない。

(×) 賃金の支払いの有無に係わらず、雇用関係が存続する限り被保険者となる。

[問題] 求職者給付金、就職促進給付の内容を上回るような退職金制度のある適用事業に雇用される者であっても被保険者となる。(○)

〔問題〕 海外の現地で採用された者は、日本国籍を有する場合には、被保険者になる。

(×) 国籍のいかんにかかわらず被保険者とならない。

〔問題〕 日本国の領域外にある他の事業主の事業に出向し雇用された場合は、国内の出向元事業主との雇用関係が継続している限り被保険者となる。(○)

〔問題〕 日本国内に在住する外国人は、国籍のいかんにかかわらず、すべて被保険者となる。

(×) 外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者は、被保険者とならない。

〔問題〕 原則、昼間学生は、夜間に就労していても被保険者とならない。(○)

〔問題〕 上記、例外として、下記の者は被保険者となる。(○)

- ・ 卒業見込証明書を有する者で、卒業前に就職し、卒業後も引き続きその事業所に勤務する予定の者
- ・ 休学中の者

則 141 条ほか 適用事業に係わる届出

〔問題〕 事業主は、事業所を廃止したときは、「雇用保険適用事業所廃止届」を廃止の日の翌日から起算して10日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。(○)

〔問題〕 事業主は、その住所に変更があったときは、その変更があった日の翌日から起算して10日以内に、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に所定の事項を記載した届書を提出しなければならない。(○)

〔問題〕 すでに保険関係が成立している事業の事業主が新たな事業所を設置した場合、事業主は、改めて事業所の設置に関する届出をする必要はない。

(×) 改めて届出をしなければならない。

〔問題〕 会社解散によって適用事業が廃止された場合、事業主は、その廃止の日の翌日から起算して14日以内に、雇用保険適用事業所廃止届を提出しなければならない。

(×) 10日以内に

〔問題〕 社名変更によって適用事業の事業所の名称が変わった場合、事業主は、その変更があった日の属する月の翌月の10日までに、雇用保険事業主事業所各種変更届を提出しなければならない。

(×) その変更があった日の翌日から起算して10日以内に

〔問題〕 暫定的任意適用事業の事業主が雇用保険の任意加入の認可を受けた場合、事業主は、その認可があった日の属する月の翌月の10日までに、その事業に雇用される要件に該当する全労働者について、雇用保険被保険者資格取得届を提出しなければならない。 (○)

法7条 被保険者に関する届出

〔問題〕

届出書	期限
「雇用保険被保険者資格取得届」	事実のあった日の属する月の【 ① 】までに
「雇用保険被保険者資格喪失届」	事実のあった日の翌日から起算して【 ② 】以内
「雇用保険被保険者氏名変更届」	速やかに
「雇用保険被保険者転勤届」	事実のあった日の翌日から起算して【 ② 】以内

①翌月10日 ②10日

〔問題〕 事業主は、その雇用する被保険者が結婚により氏名を変更した場合、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に、雇用保険被保険者氏名変更届を提出しなければならない。 (○)

〔問題〕 過去に雇用保険被保険者証の交付を受けた者が適用事業に雇用されて被保険者となった場合、事業主は、雇用保険被保険者資格取得届の届出に当たり、その者の雇用保険被保険者証を添付する必要はない。 (○)

〔問題〕被保険者証の交付を受けた者が当該被保険者証を損傷したため公共職業安定所長に再交付の申請を行う場合、雇用保険被保険者証再交付申請書に、その損傷した被保険者証を添付しなければならない。

(×) その損傷した被保険者証を添付する必要はない。

〔問題〕事業主は、その雇用する被保険者が死亡した場合、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に、雇用保険被保険者資格喪失届を提出しなければならない。(○)

〔問題〕雇用保険被保険者資格取得届は、当該事実のあった日の属する月の翌月10日まで所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。(○)

〔問題〕事業主がその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長へ雇用保険被保険者資格喪失届を提出する場合、離職の日において59歳以上である被保険者については、当該被保険者が雇用保険被保険者離職票の交付を希望しないときでも離職証明書を添えなければならない。(○)

〔問題〕事業主は、当該被保険者が【 ① 】の交付を希望しないときは、【 ② 】を添えないことができる。ただし、離職の日に【 ③ 】歳以上の被保険者については、【 ① 】の交付を希望しないときでも、【 ② 】を添えなければならない。

①離職票 ②離職証明書 ③59

〔問題〕満35歳の一般被保険者が、離職の際に、雇用保険被保険者離職票の交付を希望しない場合、事業主は、雇用保険被保険者資格喪失届に雇用保険被保険者離職証明書を添付しないことができる。(○)

〔問題〕満60歳の一般被保険者が離職した場合、事業主は、その者が雇用されていた期間が12か月に満たないときであっても、雇用保険被保険者資格喪失届に雇用保険被保険者離職証明書を添えて、公共職業安定所長に提出しなければならない。(○)

〔問題〕雇用保険被保険者離職証明書の離職理由欄は、事業主が記入するものであるが、離職者本人がそれに異議があるか否かを記入する欄が別に設けられている。(○)

〔問題〕事業主は、その雇用する高年齢被保険者が介護休業を開始した場合、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書を提出する必要はない。

(×) 雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書を提出する必要がある。

〔問題〕事業主が、その雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）が介護休業を開始したため、雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書を提出した場合、所轄公共職業安定所長は、当該証明書に基づいて作成した雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書を、当該被保険者に交付しなければならない。(○)

〔問題〕事業主は、その雇用する被保険者が60歳に達した場合、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に、雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書を提出しなければならない。

(×) 提出する必要はない。

〔問題〕雇用保険被保険者資格喪失届は、当該事実のあった日の翌日から起算して5日までに所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

(×) 10日以内

〔問題〕雇用継続交流採用終了届の提出期限は、事実のあった日の翌日から起算して10日以内である。(○)

〔問題〕事業主は、その雇用する被保険者（日雇労働被保険者を除く。）の個人番号（マイナンバー）が変更されたときは（個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合等）、速やかに、個人番号変更届をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。(○)

〔問題〕事業主は、その雇用する被保険者が雇用継続交流採用職員でなくなったときは、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に雇用継続交流採用終了届に所定の書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。(○)

〔問題〕雇用保険被保険者転勤届は、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、その対象となる被保険者の転勤前の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

(×) 転勤後の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出

〔問題〕日雇労働被保険者（日雇労働被保険者の任意加入の認可を受けた者は除く。）は、法令で定める適用事業に雇用されるに至った日から起算して5日以内に、日雇労働被保険者資格取得届（様式第25号）に必要な応じ所定の書類を添えて、管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。(○)

〔問題〕日雇労働被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所において、雇用保険被保険者証及び日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。

(×) 雇用保険被保険者証は、日雇労働被保険者には、交付されない

〔問題〕日雇労働被保険者となった者（日雇労働被保険者の任意加入の認可を受けた者は除く。）は、その事実のあった日から起算して10日以内に、日雇労働被保険者資格取得届を提出しなければならない。

(×) 5日以内に

〔問題〕雇用保険被保険者離職証明書には、当該被保険者に関する離職の日以前の賃金支払状況等を記載する欄がある。(○)

〔問題〕雇用保険被保険者離職証明書に当該被保険者の賃金額を記載するに当たっては、年2回、6月と12月に業績に応じて支給される賞与は除外しなければならない。(○)

〔問題〕事業主は、被保険者に関する届出事務を行わせるために代理人を選任した場合、速やかに雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任届を提出しなければならないが、当該代理人が使用すべき認印の印影を届け出るか否かは任意である。

(×) 届出なければならない。

〔問題〕 事業主は、雇用保険に関する書類を、その完結の日から3年間（被保険者に関する書類にあつては、5年間）保管しなければならない。

（×）その完結の日から2年間（被保険者に関する書類にあつては、4年間）保管しなければならない。

法8条 確認の請求

〔問題〕 被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、【 ① 】または【 ② 】ことの確認を請求することができる。

①被保険者となったこと ②被保険者でなくなったこと

〔問題〕 確認の請求は、所轄公共職業安定所長に文書で行うものとされている。

（×）文書でも口頭でも可

〔問題〕 日雇労働被保険者は、自ら資格取得届を提出することから、確認の請求の規定はない。（○）

〔問題〕 事業主は、労働者が確認の請求をしたことを理由として、その労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはいけない。（○）

法9条 確認

〔問題〕 厚生労働大臣は、被保険者に関する届出若しくは確認の請求により、又は

【 ① 】で、労働者が被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認を行うものとする。

①職権

〔問題〕 公共職業安定所長は、被保険者となったことの確認をしたときは、その確認に係る者に雇用保険被保険者証を交付しなければならない。（○）

〔問題〕 上記の雇用保険被保険者証の交付は、必ず事業主を通じて行わなければならない。

(×) 事業主を通じて行うこともできる。

〔問題〕 保険証を滅失、損傷したときは、所轄公共職業安定所長に対して、再交付の申請を行わなければならない。

(×) その者の選択する公共職業安定所長に対しての申請可能

第3章 通則

法10条 失業等給付

[問題] 失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付とする。(○)

[問題] 一般被保険者の求職者給付は、基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当とする。(○)

[問題] 就職促進給付は、就業促進手当、移転費、広域求職活動費とする。

(×) 法改正により、広域求職活動費が求職活動支援費に改正

[問題] 就業促進手当は、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当とする。(○)

[問題] 求職活動支援費は、広域求職活動費、短期訓練受講費、求職活動関係役務利用費とする。(○) (平成29年 法改正)

[問題] 教育訓練給付は、教育訓練給付金とする。(○)

[問題] 雇用継続給付は、高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金）、育児休業給付金、介護休業給付金とする。(○)

[問題]

被保険者の種類	要件に該当した場合	求職者給付
一般被保険者	受給資格者	【 ① 】 技能習得手当 寄宿手当 傷病手当
高年齢被保険者	【 ② 】	高年齢求職者給付金
短期雇用特例被保険者	特例受給資格者	【 ③ 】
日雇労働被保険者	日雇労働被保険者	日雇労働者求職者給付金

①基本手当 ②高年齢受給資格者 ③特例一時金

法 10 条の 2 就職の努力

[問題] 求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。(○)

[問題] 求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ【 ① 】を図りつつ、【 ② 】に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

①職業能力の開発及び向上 ②誠実かつ熱心

法 10 条の 3 未支給の失業等給付

[問題] 失業等給付の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者に支給されるべき失業等給付でまだ支給されていないものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の【 ① 】その者と【 ② 】していたものは、【 ③ 】で、その未支給の失業等給付の支給を請求することができる。

①死亡の当時 ②生計を同じく ③自己の名

[問題] 未支給の失業等給付の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。(○)

〔問題〕未支給の失業等給付の支給を請求しようとする者は、失業等給付の支給を受けることができる者が死亡した日の翌日から起算して【 ① 】以内に請求しなければならない。

①6カ月

〔問題〕未支給給付の請求は、当該受給資格者等が死亡したことを知った日の翌日から起算して1カ月以内にしなければならない。

(×) 死亡した日の翌日から起算して6カ月以内に

〔問題〕未支給給付の請求は、当該受給資格者等が死亡した日の翌日から起算して1カ月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(×) 6カ月を経過したとき

〔問題〕未支給給付請求者は、当該請求を、代理人に行わせることができない。

(×) 代理人に行わせることもできる。

〔問題〕死亡を知った日から1カ月以内であれば、死亡した日から6カ月を経過していても、未支給給付を請求できる。

(×) 死亡した日から6カ月を経過してしまうと請求はできない。

法10条の4 返還命令等

〔問題〕偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の【 ① 】を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の【 ② 】倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる

①全部又は一部 ②2

[問題] 事業主、職業紹介事業者等を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く）又は指定教育訓練実施者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。 (○)

法 11 条 受給権の保護

[問題] 失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。 (○)

法 12 条 公課の禁止

[問題] 租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。 (○)

[問題] 雇用保険二事業による助成金等は、失業等給付ではないが、租税その他の公課を課すことはできない。

(×) 公課の禁止は適用されない。(課税される。)

第 4 章 一般被保険者の求職者給付

法 13 条 1 項・2 項 基本手当の受給資格

[問題] 基本手当は、被保険者が失業した場合において、原則として、離職の日以前【 ① 】年間に、被保険者期間が【 ② 】以上であったときに支給する。

①2 ②通算して 12 カ月

[問題] 離職の日以前 2 年間に、疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き 15 日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を 2 年に加算した期間（その期間が 4 年を超えるときは、4 年間）とする。

(×) 引き続き 30 日以上

[問題] 上記、厚生労働省令で定める理由とは、下記の通りである。 (○)

- ・ 事業所の休業
- ・ 出産
- ・ 事業主の命による外国における勤務
- ・ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律に規定する交流採用
- ・ 上記に掲げる理由に準ずる理由であつて、管轄公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの

[問題] 特定理由離職者及び特定受給資格者に該当する者については、原則として、離職の日以前【 ① 】年間に、被保険者期間が【 ② 】以上であったときに、同じく支給する。

①1 ②通算して 6 カ月

〔問題〕基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前【 ① 】年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により【 ② 】日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を【 ③ 】年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、被保険者期間が【 ④ 】カ月以上あったときに、この款の定めるところにより、支給する。

①2 ②引き続き30 ③2 ④通算して12

法13条3項 特定理由離職者

〔問題〕特定理由離職者とは、離職した者のうち、【 ① 】以外の者であつて、期間の定めのある労働契約の期間が【 ② 】し、かつ、当該労働契約の【 ③ 】がないこと（その者が当該更新を【 ④ 】したにもかかわらず、当該更新についての【 ⑤ 】が成立するに至らなかつた場合に限る。）その他のやむを得ない理由により離職したものとして厚生労働省令で定める者をいう。

①特定受給資格者 ②満了 ③更新 ④希望 ⑤合意

〔問題〕期間の定めのない労働契約を締結している者が雇用保険法第33条第1項に規定する正当な理由なく離職した場合、当該離職者は特定理由離職者とはならない。 (○)

〔問題〕特定理由離職者については、基準日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あれば、基準日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上なくても、他の要件をみだす限り、基本手当を受給することができる。 (○)

〔問題〕体力の衰えにより自己都合退職した者は、いかなる場合も特定理由離職者に該当することはない。

(×) 該当することはない。

〔問題〕労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者は、特定理由離職者に当たらない。 (○)

〔問題〕 契約期間を1年とし、期間満了に当たり契約を更新する旨を定めた労働契約を、1回更新して2年間引き続き雇用された者が、再度の更新を希望したにもかかわらず、使用者が更新に合意しなかったため、契約期間の満了により離職した場合は、特定理由離職者に当たる。(○)

〔問題〕 結婚に伴う住所の変更のため通勤が不可能になったことにより離職した者は、特定理由離職者に当たる。(○)

〔問題〕 上記の場合の通勤困難とは、往復所要時間おおむね【 ① 】時間以上とされている。

①4

法 23 条 2 項 特定受給資格者

〔問題〕 特定受給資格者とは、倒産、適用事業所の縮小若しくは廃止に伴い離職した者及び解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。）その他省令で定める理由により離職した者をいう。(○)

〔問題〕 倒産、適用事業所の縮小若しくは廃止に伴うもので省令で定める場合とは

- 倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始等に伴い離職した者）
- 事業場の廃止に伴い離職した者
- 事業場の移転により【 ① 】が困難となったため離職した者
- 雇用対策法の規定により大量の雇用変動届が出されたため離職した者及び被保険者の【 ② 】を超える被保険者が離職したため離職した者

①通勤 ②3分の1

〔問題〕 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。）その他省令で定める場合とは

○労働契約の締結の際に明示された労働条件が著しく相違したこと

○引き続き【 ① 】月以上、賃金（退職手当を除く）の額の3分の1を上回る額が支払われなかったとき

○事業主から退職勧奨を受けたとき

○事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き【 ② 】カ月以上となったとき

○離職日の属する月の前【 ② 】月間に36協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準に規定する時間を超える時間外労働が行われたこと

○事業所の業務が法令に違反したこと

○賃金の支払いが遅れたことにより離職した場合

（賃金（退職手当を除く）の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き【 ① 】カ月以上となったこと、又は離職の直前【 ③ 】カ月の間に3月あったこと等により離職した者）

○長時間労働により退職した場合

⇒離職の直前6カ月間のうちに3カ月連続して【 ④ 】時間、1カ月で【 ⑤ 】時間

又は2カ月～6カ月平均で月80時間を超える時間外労働が行われたため離職した場合

○【 ⑥ 】、離職の日の属する月以後【 ③ 】月のうちいずれかの月に支払われる賃金（歩合除く）の額が当該月の前【 ③ 】月のうちいずれかの月の賃金の額に【 ⑦ 】を乗じて得た額を下回ると見込まれることとなったこと

○【 ⑥ 】、離職の日の属する月の【 ③ 】月前から離職した日の属する月までのいずれかの月の賃金の額が当該月の前【 ③ 】月のうちいずれかの月の賃金の額に【 ⑦ 】を乗じて得た額を下回ったこと

①2 ②3 ③6 ④45 ⑤100 ⑥予期し得ず ⑦100分の86

〔問題〕 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことを理由に就職後1年以内に離職した者は、他の要件を満たす限り特定受給資格者に当たる。(○)

〔問題〕 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことを理由により離職した者は、特定受給資格者に該当する。(○)

〔問題〕 過去1年間に、事業活動の縮小に伴って、当該事業所で雇用される被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）の半数以上が解雇や退職勧奨により離職したため、会社の将来を悲観して自ら退職した者は、特定受給資格者に該当する。

(○)

〔問題〕 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者は、原則として特定受給資格者とならないが、公共職業安定所長による宥恕が行われた場合には、特定受給資格者となりうる。

(×) 「公共職業安定所長による宥恕が行われた場合には、特定受給資格者となりうる。」という規定はない。宥恕とは、寛大な心で認めてあげること。

〔問題〕 勤務先の会社について破産又は会社更生の手続が開始されたことに伴い離職した者は特定受給資格者に該当する。(○)

〔問題〕 民事再生手続の開始に伴い離職した者は特定受給資格者に該当しない。

(×) 該当する。

〔問題〕 事業所の業務が法令に違反したために離職した者は、特定受給資格者に該当する。(○)

法 13 条 算定対象期間

〔問題〕 算定対象期間とは、被保険者が失業した場合において、離職の日以前【 ① 】年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き【 ② 】日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を【 ③ 】年に加算した期間（その期間が【 ④ 】年を超えるときは、【 ④ 】年間）をいう。

①2 ②30 ③2 ④4

〔問題〕 特定理由離職者及び特定受給資格者に該当する者に対する適用については、離職の日以前【 ① 】年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由があるときは上記と同様）に、被保険者期間が通算して【 ② 】カ月以上であったときに、同じく支給する。

①1 ②6

法 14 条 被保険者期間

〔問題〕被保険者期間は、【 ① 】のうち、当該被保険者でなくなった日又は各月においてその日に応じ、かつ、当該被保険者であった期間内にある日（その日に応ずる日がない月においては、その月の末日。「【 ② 】」）の各前日から各前月の【 ② 】までさかのぼった各期間（賃金の支払の基礎となった日数が【 ③ 】日以上であるものに限る。）を1カ月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。

①被保険者であった期間 ②喪失応当日 ③11

〔問題〕上記ただし書として、当該被保険者となった日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が【 ① 】日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となった日数が【 ② 】日以上であるときは、当該期間を【 ③ 】カ月の被保険者期間として計算する。

①15 ②11 ③2分の1

〔問題〕被保険者期間を計算する場合において、最後に被保険者となった日前に、当該被保険者が受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であった期間は、被保険者であった期間に含めないこととする。 (○)

〔問題〕被保険者期間を計算する場合において、被保険者となったことの確認があった日の2年前の日以前における被保険者であった期間は、被保険者であった期間に含めないこととする。 (○)

法 15 条 1 項・2 項 失業の認定

〔問題〕基本手当は、受給資格を有する者（「受給資格者」）が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について支給する。 (○)

〔問題〕失業していることについての認定（「失業の認定」）を受けようとする受給資格者は、離職後、管轄公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。 (○)

〔問題〕基本手当の支給を受けようとする者は、離職後に所轄公共職業安定所に出頭し、「雇用保険被保険者離職票」を提出して、求職の申込みをすることが必要である。

(×) 所轄ではなく「管轄」(その者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所のこと)

〔問題〕管轄公共職業安定所長は、「雇用保険被保険者離職票」を提出した者が、受給資格者(基本手当が受けられる者)に該当すると認めるときは、【 ① 】を定め、【 ② 】を交付する。

①失業の認定日 ②「雇用保険受給資格者証」

〔問題〕その際、会社都合で離職した者を【 ① 】、雇用契約の雇止め等により離職した者を【 ② 】という。

①特定受給資格者 ②特定理由離職者

法 15 条 3 項 失業の認定日

〔問題〕失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して【 ① 】ずつ直前の【 ② 】日の各日について行うものとする。

①4週間に1回 ②28

〔問題〕公共職業訓練等を受講している場合は、【 ① 】行うものとする。

①1カ月に1回

〔問題〕失業の認定日には、具体的な求職活動実績や就職しようとする積極的な意思があることが確認される。(○)

〔問題〕失業の認定は、原則として、前回の認定日から当該失業の認定日までの28日の各日について行われる。

(×) 失業の認定日の前日までの28日

〔問題〕 船員である者が失業した場合、求職の申込みを受ける公共職業安定所長又は地方運輸局長は、その必要があると認めるときは、他の公共職業安定所長又は地方運輸局長にその失業の認定を委嘱することができる。 (○)

〔問題〕 受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証に失業認定申告書を添えて提出した上、職業の紹介を求めなければならない。

(×) 失業認定申告書に受給資格者証を添えて提出

〔問題〕 受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、【 ① 】 (様式第十四号) に【 ② 】 を添えて提出した上、職業の紹介を求めなければならない。

①失業認定申告書 ②受給資格者証

〔問題〕 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に対して失業の認定を行ったときは、その処分に関する事項を受給資格者証に記載した上、返付しなければならない。 (○)

法 15 条 4 項 証明書による失業の認定

〔問題〕 受給資格者は、下記のいずれかに該当するときは、公共職業安定所に出頭することができなかつた理由を記載した証明書を提出することによって、失業の認定を受けることができる。

(1) 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して【 ① 】日未満であるとき。

(2) 公共職業安定所の【 ② 】に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

(3) 公共職業安定所長の【 ③ 】した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

(4) 天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

①15 ②紹介 ③指示

[問題] 失業の認定は、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行ったことを確認して行うものとする。(○)

則 23 条 則 24 条 2 項 失業の認定日の変更

[問題] 職業に就くためその他やむを得ない理由のため失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭することができない者であって、その旨を管轄公共職業安定所長に申し出たばあいは、失業の認定日の変更を受けることができる。(○)

[問題] 認定日の変更の申出は、原則、事前に行わなければならないが、やむを得ない理由がある場合には、次回の認定日まで申し出を行わなければならない。

(×) 次回の認定日の前日まで

[問題] やむを得ない理由のため失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭することができない理由とは、下記の通りである。(○)

- ・就職するとき（公共職業安定所の紹介によると否とを問わない）
- ・証明書による失業の認定ができる場合に該当するとき
- ・公共職業安定所の紹介によらないで求人者に面接するとき
- ・各種国家試験、検定等の資格試験を受験するとき
- ・公共職業安定所の指導により各種養成施設に入所するとき又は各種講習を受講するとき
- ・同居の親族又は別居の親族のうち配偶者、3親等以内の血族若しくは姻族の傷病について受給資格者の看護を必要とするとき
- ・同居の親族又は別居の親族のうち配偶者、3親等以内の血族若しくは姻族の危篤又は死亡及び葬儀
- ・配偶者、3親等以内の血族又は姻族の命日の法事
- ・受給資格者本人の婚姻の場合（社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行等を含む）又は同居の親族又は別居の親族のうち配偶者、3親等以内の血族若しくは姻族の婚姻のための儀式に出席するとき
- ・中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等への出席
- ・選挙権その他公民としての権利を行使するとき

法 21 条 待期

〔問題〕基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後【 ① 】に公共職業安定所に【 ② 】をした日以後において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が【 ③ 】日に満たない間は、支給しない

①最初 ②求職の申込み ③通算して7

〔問題〕基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後の最初の7日については支給されない。 (○)

〔問題〕待期の7日間には、「負傷又は疾病のため職業に就くことができない日」は含まれるが、「職業に就いた日」は含まれない。 (○)

〔問題〕待期の中に受給資格者が疾病又は負傷のため職業に就くことができない場合には、その期間が最長で14日まで延長される。

(×) その期間は延長されない。

〔問題〕受給資格者が求職の申込みをした日の翌日から3日間、疾病により職業に就くことができなくなったときは、他の要件を満たす限り、当該求職の申込をした日の11日目から基本手当が支給される。

(×) 8日目から基本手当が支給される。(疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含める。)

法 17 条 1 項 賃金日額

〔問題〕賃金日額は、算定対象期間において被保険者期間として計算された【 ① 】間に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び3カ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の総額を【 ② 】で除して得た額とする。

①最後の6カ月 ②180

[問題] 臨時に支払われる賃金及び3カ月を超える期間ごとに支払われる賃金は、賃金日額の算定の基礎に含まれる。

(×) 含まれない。

[問題] 時間外労働や休日労働に対する手当（割増賃金）は賃金総額に含めて計算する。

(○)

[問題] 毎年2回、6月と12月に業績に応じて支払われる賞与は、就業規則に明確な規定がある場合であっても賃金日額の計算から除外される。(○)

賃金の具体例

[問題] 労働基準法の規定に基づく休業補償は、賃金に該当する。

(×) 賃金に該当しない。

[問題] 休業手当は、賃金に該当する。(○)

[問題] 解雇予告手当は、賃金に該当する。

(×) 賃金に該当しない。

[問題] 退職金相当額を在職中に支払う「前払い退職金」の制度に基づき給与に上乗せする場合は、賃金に該当する。(○)

[問題] 支払い義務の確定した賃金が未払いの状態であっても、その未払額を含めて賃金日額を算定する。(○)

法17条2項 賃金日額の最低保障

〔問題〕 賃金日額として算定された額が、下記の(1)、(2)の額に満たない場合は、賃金日額を(1)、(2)の額とする。

- (1) 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められている場合には、前項に規定する最後の6カ月間に支払われた賃金の総額を当該最後の6カ月間に労働した日数で除して得た額の【 ① 】に相当する額
- (2) 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められている場合には、その部分の総額をその期間の総日数で除して得た額と前号に掲げる額との合算額

①100分の70

法17条3項 賃金日額の特例

〔問題〕 賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とすることが適当でないと認められるときは、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。 (○)

〔問題〕 下記の理由により賃金が低下、喪失している期間中に離職し、特定理由離職者又は特定受給資格者になった場合の賃金日額の算定

賃金低下理由	賃金日額の算定
小学校就学の始期に達するまでの子を【 ① 】するための休業をした場合又は所定労働時間の【 ② 】が行われた場合	離職時の賃金日額と休業開始前又は所定労働時間の短縮が行われる前に支払われている賃金を算定の基礎とした賃金日額とを比較して【 ④ 】を適用
対象家族を【 ③ 】するための休業をした場合又は所定労働時間の【 ② 】が行われた場合	

①養育 ②短縮 ③介護 ④高いほう

〔問題〕 上記の場合、事業主は、当該被保険者が離職したことにより被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書」を所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。 (○)

〔問題〕 公共職業安定所長は、「雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書」の提出を受けたときは、「雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明票」を当該被保険者に交付しなければならない (○)

法 17 条 4 項 賃金日額の下限額及び上限額（平成 28 年 8 月 1 日以後）

〔問題〕

受給資格に係る離職日の年齢	上限額
30 歳未満	【 ① 】 円
30 歳以上 45 歳未満	【 ② 】 円
45 歳以上 60 歳未満	【 ③ 】 円
60 歳以上 65 歳未満	【 ④ 】 円

①12,740 ②14,150 ③15,550 ④14,860

〔問題〕

受給資格に係る離職日の年齢	下限額
年齢による区分なく一律	【 ① 】

①2,290 円

法 18 条 賃金日額の範囲等の自動的変更

〔問題〕 厚生労働大臣は、年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日）の平均給与額が変更がされた年度の前年度の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の【 ① 】以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

①8 月 1 日

〔問題〕 平均給与額は、厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。 (○)

〔問題〕 自動変更対象額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。 (○)

法16条 基本手当の日額

[問題] 60歳未満の場合の基本手当の日額

賃金日額	基本手当の日額
2,290円以上～【①】円未満	賃金日額×【③】
【①】以上～【②】円以下	賃金日額×100分の80～50
【②】円超～	賃金日額×【④】

①4,580 ②11,610 ③100分の80 ④100分の50

[問題] 60歳以上65歳未満の場合の基本手当の日額

賃金日額	基本手当の日額
2,290円以上～【①】円未満	賃金日額×【③】
【①】以上～【②】円以下	賃金日額×100分の80～45
【②】円超～	賃金日額×【④】

①4,580 ②10,460 ③100分の80 ④100分の45

[問題] 基本手当の日額に1円未満の端数が生じたときは、切り上げるものとする。

(×) 切り捨てる

法19条 基本手当の減額

[問題] 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に【①】によって収入を得た場合には、その収入の基礎となった日数（以下「基礎日数」）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

- (1) その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から【②】円を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の【③】に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。
- (2) 合計額が賃金日額の【③】に相当する額を超えるとき。当該超える額を基本手当の日額から控除した残りの額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。
- (3) 超過額が基本手当の日額以上であるとき。基礎日数分の基本手当を支給しない。

①自己の労働 ②1,282 ③100分の80

[問題] 「(収入分の1日分) - 1,282円) + 基本手当の日額 \leq 賃金日額 \times 80/100」
の場合は、全額支給される。

(○) 減額されない。上記(1)の場合

[問題] 「(収入分の1日分) - 1,282円) + 基本手当の日額 $>$ 賃金日額 \times 80/100」
の場合は、その超過額を基本手当の日額から控除した額を支給

(○) 上記(2)の場合

[問題] 「(収入分の1日分) - 1,282円) \geq 賃金日額 \times 80/100」の場合は、基本手当を
支給しない。(○) 上記(3)の場合

[問題] 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得たとき
は、収入を得るに至った日の後における最初の失業の認定日に、管轄公共職業安定所長に
その収入の額を届け出なければならない。(○)

[問題] 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によって一定の基準を上回
る収入を得た日については、基本手当が減額または不支給となり得る。(○)

[問題] 基本手当の減額(自己の労働により収入を得た場合)の基準及び計算方法に関し
ては、当該受給資格者が特定受給資格者に当たるか否かによって異なることはない。(○)

法22条3項~5項 算定基礎期間

[問題] 算定基礎期間は、受給資格者が基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に
被保険者として雇用された期間(当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に被保
険者であったことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であった期間
を通算した期間)とする。(○)

[問題] 基準日とは、基本手当の受給資格に係る離職の日のことである。(○)

〔問題〕 受給資格者が、当該受給資格に係る離職をした事業主Aのところで雇用される3か月前まで、他の事業主Bに被保険者として雇用されていた場合、Bでの離職により基本手当又は特例一時金の受給資格を得ていたならば、現実にそれらの支給を受けていなくても、Bで被保険者であった期間は、今回の基本手当の算定基礎期間として通算されない。

(×) 現実にそれらの支給を受けていない場合である。

〔問題〕 事業主Aのところで一般被保険者として3年間雇用されたのち離職し、基本手当又は特例一時金を受けることなく2年後に事業主Bに一般被保険者として5年間雇用された後に離職した者の算定基礎期間は5年となる。(○)

〔問題〕 算定基礎期間は、原則として、受給資格者が基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間である。(○)

〔問題〕 上記の例外として、当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に被保険者であったことがある者については、(空白期間が1年を超えていない場合)当該雇用された期間と当該被保険者であった期間を通算した期間とする。(○)

〔問題〕 雇用された期間に係る被保険者となった日前に被保険者であったことがある者については、基本手当又は特例一時金の支給を現実に受けたことがある場合には、通算されない。(○)

〔問題〕 受給資格者がその受給期間内に再就職して再び離職した場合で、当該再就職によって特例受給資格を取得したときは、前の受給資格に係る受給期間内であれば、その受給資格に基づく基本手当の残日数分を受給することができる。

(×) 受給することができない。

法22条1項・2項 所定給付日数

〔問題〕 一般の受給資格者(就職困難者、特定受給資格者以外)

算定基礎期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
全年齢	【 ① 】日	【 ② 】日	【 ③ 】日

①90 ②120 ③150

〔問題〕 満 63 歳の被保険者が定年により退職した場合、算定基礎期間が 15 年であれば、基本手当の所定給付日数は【 ① 】日である。

①120

〔問題〕 特定受給資格者以外の受給資格者（雇用保険法第 13 条第 3 項に規定する特定理由離職者を除く。）の場合、算定基礎期間が 20 年以上であれば、基準日における年齢にかかわらず、所定給付日数は 150 日である。(○)

〔問題〕 特定受給資格者以外の受給資格者の場合、算定基礎期間が 20 年以上であれば、基準日における年齢にかかわらず、所定給付日数は 180 日である。

(×) 所定給付日数は 150 日である。

〔問題〕 特定受給資格者以外の受給資格者の所定給付日数は、基準日における年齢によって異なることはない。(○)

〔問題〕 特定受給資格者以外の受給資格者で、算定基礎期間が 2 年の場合、基準日における年齢にかかわらず、所定給付日数は 90 日である。(○)

〔問題〕 就職が困難な者

	1 年未満	1 年以上
45 歳未満	【 ① 】日	【 ② 】日
45 歳以上 65 歳未満		【 ③ 】日

① 150 ②300 ③360

〔問題〕 受給資格者で就職が困難なものに係る所定給付日数は、算定基礎期間が 1 年であり、当該基本手当の受給資格に係る離職の日において 45 歳である受給資格者にあつては、【 ① 】日とされている。

①360

[問題] 特定受給資格者

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	【 ① 】日		【 ② 】日	【 ③ 】日	
30歳以上～ 35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上～ 45歳未満		240日		270日	
45歳以上～ 60歳未満		180日		240日	270日
60歳以上～ 65歳未満		150日	180日	210日	240日

①90 ②120 ③180 ④330

[問題] 特定受給資格者

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日		120日	【 ① 】日	
30歳以上～ 35歳未満			90日	【 ① 】日	210日
35歳以上～ 45歳未満		【 ② 】日		270日	
45歳以上～ 60歳未満		【 ① 】日		【 ② 】日	270日
60歳以上～ 65歳未満		150日	【 ① 】日	210日	【 ② 】日

①180 ②240

[問題] 基準日における年齢が45歳以上60歳未満である特定受給資格者の場合、算定基礎期間が22年であっても35年であっても、所定給付日数は330日である。(○)

[問題] 満26歳の被保険者が勤務する会社の倒産により離職した場合、算定基礎期間が4年であれば、基本手当の所定給付日数は【 ① 】日である。

①90

〔問題〕 基準日において30歳未満であり、かつ被保険者であった期間が5年未満の受給資格者については、倒産、解雇等により離職したか否かにかかわらず、所定給付日数は90日となる。 (○)

〔問題〕 被保険者であった期間が1年未満の受給資格者の所定給付日数は、すべての年齢区分において、倒産、解雇等により離職したか否かにかかわらず、90日となる。 (○)

〔問題〕 特定受給資格者に対する所定給付日数は、その者が基準日（当該受給資格に係る離職の日）において60歳以上65歳未満であり、かつ被保険者であった期間が10年以上20年未満の場合、210日である。 (○)

〔問題〕 特定受給資格者のうち、基準日において30歳以上45歳未満の者の所定給付日数は、被保険者であった期間が1年以上5年未満の場合、120日である。

(×) 90日

〔問題〕 基準日において62歳であり、かつ算定基礎期間が5年未満の者については、離職理由が倒産・解雇等であったか否かにかかわらず、所定給付日数は90日である。

(×) 特定受給資格者であれば150日、特定受給資格者でなければ90日

〔問題〕 基準日において50歳で、算定基礎期間が20年以上の者が倒産・解雇等により離職した場合、当該受給資格者の所定給付日数は360日である。

(×) 330日

〔問題〕 算定基礎期間がいずれも5年以上10年未満である特定受給資格者のうち、基準日の年齢が40歳の者と32歳の者とを比較した場合、前者の所定給付日数は後者の所定給付日数よりも30日多い。

(×) 所定給付日数は同じく180日

〔問題〕 基準日において29歳の者については、倒産・解雇等による離職の場合であっても、かつ、算定基礎期間がいかに長くても、所定給付日数が150日を超えることはない。

(×) 算定基礎期間が10年以上の場合は、所定給付日数は180日

[問題] 受給資格に係る離職の日に満62歳で、算定基礎期間が25年である特定受給資格者の場合、基本手当の所定給付日数は270日である。

(×) 240日

[問題] 算定基礎期間が1年未満である特定受給資格者の場合、基準日における年齢が満25歳であっても満62歳であっても、所定給付日数は90日である。(○)

[問題] 算定基礎期間が12年である特定受給資格者の場合、基準日における年齢が満42歳である者の所定給付日数は、満32歳である者の所定給付日数よりも多い。(○)

法20条1項 支給の期間及び日数

[問題] 基本手当は、(1)~(3)に掲げる受給資格者の区分に応じ、受給期間内の失業している日について、所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

(1) 下記(2)、(3)以外の受給資格者

⇒基本手当の受給資格に係る離職の日（「基準日」）の翌日から起算して【 ① 】年

(2) 基準日において算定基礎期間が1年以上ある45歳以上65歳未満である受給資格者であって就職が困難な者（所定給付日数が360日）

⇒基準日の翌日から起算して1年に【 ② 】日を加えた期間

(3) 基準日において算定基礎期間が20年以上ある45歳以上60歳未満である特定受給資格者（所定給付日数が330日）

⇒基準日の翌日から起算して1年に【 ③ 】日を加えた期間

①1 ②60 ③30

[問題] 上記(1)~(3)に該当する者が、当該期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き15日以上職業に就くことができない場合、公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。

(×) 引き続き30日以上

則 30 条 受給期間の延長

〔問題〕厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者については、基準日における年齢にかかわらず、基本手当の受給期間は、基準日の翌日から起算して1年に60日を加えた期間となる。

(×) 基準日における年齢が45歳以上65歳未満であって算定基礎期間が1年以上ある場合

〔問題〕45歳以上65歳未満である就職が困難な者（算定基礎期間が1年未満の者は除く）の受給期間は、基準日の翌日から起算して1年に60日を加えた期間である。 (○)

〔問題〕

受給資格者	受給期間
原則	基準日の翌日から起算して1年
基準日に 【 ① 】歳以上【 ② 】歳未満であって 算定基礎期間が1年以上の 就職困難な受給資格者（所定給付日数が 【 ③ 】日である受給資格者）	基準日の翌日から起算して1年に 60日を加えた期間
基準日に 【 ① 】歳以上【 ④ 】歳未満であって 算定基礎期間が20年以上の 特定受給資格者 （所定給付日数が【 ⑤ 】日である受給資格者）	基準日の翌日から起算して1年に 30日を加えた期間

①45 ②65 ③360 ④60 ⑤330

[問題]

受給資格者	受給期間
原則	基準日の翌日から起算して【 ① 】年
基準日に 45歳以上65歳未満であって 算定基礎期間が1年以上の 就職困難な受給資格者（所定給付日数が 360日である受給資格者）	基準日の翌日から起算して1年に 【 ① 】日を加えた期間
基準日に 45歳以上60歳未満であって 算定基礎期間が20年以上の 特定受給資格者（所定給付日数が330日 である受給資格者）	基準日の翌日から起算して1年に 【 ② 】日を加えた期間

①1 ②60 ③30

[問題] 基準日において45歳以上60歳未満で、被保険者であった期間が20年以上の特定受給資格者については、基本手当の受給期間は、基準日の翌日から起算して1年に30日を加えた期間となる。 (○)

[問題] 基準日において50歳であり、算定基礎期間が1年の就職困難者である受給資格者については、受給期間は、原則として、基準日の翌日から起算して1年に60日を加えた期間である。 (○)

[問題] 基本手当の受給資格に係る離職の日において55歳であって算定基礎期間が25年である者が特定受給資格者である場合、基本手当の受給期間は基準日の翌日から起算して1年に30日を加えた期間となる。 (○)

[問題] 基準日において45歳以上60歳未満であり、算定基礎期間が20年以上ある受給資格者については、基本手当の受給期間は、基準日の翌日から起算して1年に30日を加えた期間となる。

(×) 特定受給資格者の記載がないため誤り

〔問題〕 設問の定年退職者等の受給期間とされた期間内に、疾病又は負傷等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合にはさらに受給期間の延長が認められる。(○)

〔問題〕 基本手当の受給期間は、原則として、基準日の翌日から起算して1年であるが、この期間内に疾病により引き続き15日以上職業に就くことができない者についてはその日数が加算され、最長で4年まで延長され得る。

(×) 引き続き30日以上職業に就くことができない者

〔問題〕 離職の日の翌日から起算して1年の期間に、妊娠、出産により30日以上引き続き職業に就くことができない場合、受給資格者の申出に基づいて基本手当の受給期間の延長が認められる。(○)

〔問題〕 妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない場合は受給期間が延長される。(○)

〔問題〕 所定給付日数が270日である受給資格者が、基準日の翌日から起算して1年以内に出産及び育児のため引き続き180日間職業に就くことができなかった場合、公共職業安定所長にその旨を申し出れば、基本手当の受給期間は1年に180日を加算したものとなる。(○)

〔問題〕 受給資格者がその受給期間内に再就職して再び離職した場合に、当該再離職によって高年齢受給資格を取得したときは、前の受給資格に係る受給期間内であっても、その受給資格に係る基本手当の残日数分を受給することはできない。(○)

〔問題〕 受給期間内に再就職し、離職した場合で新たに受給資格を取得した場合は、その取得した日以後は、前の受給資格に基づく基本手当は支給されない。(○)

法 20 条 2 項 定年等により離職した者

〔問題〕 60 歳以上の定年に達した後、1 年更新の再雇用制度により一定期限まで引き続き雇用されることとなった場合に、再雇用の期限の到来前の更新時に更新を行わなかったことにより退職したときでも、理由の如何を問わず受給期間の延長が認められる。

(×) 受給期間の延長は認められない。

〔問題〕 60 歳以上の定年に達した後、1 年更新の再雇用制度により一定期限まで引き続き雇用されることとなった場合に、再雇用の期限の満了時に更新を行わなかったことにより退職したときでも、理由の如何を問わず受給期間の延長が認められる。 (○)

法 24 条 訓練延長給付

〔問題〕 訓練延長給付の対象となる公共職業訓練等は、公共職業安定所長の指示したもののうちその期間が1年以内のものに限られている。

(×) 2年以内のものに限られている。

〔問題〕 受給資格者であって、当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申し込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くことを拒んだことがある者についても、当該受給資格に係る個別延長給付が支給されることがある。

(×) 支給されることはない。

〔問題〕 訓練延長給付は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が2年を超えるものを除く。）を実際に受けている期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当の支給を行うものである。 (○)

〔問題〕 公共職業訓練等を受けるために待期している期間は、90日を限度に失業している間も、訓練延長給付の対象になる。 (○)

〔問題〕 受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合には、当該公共職業訓練等を受ける期間（その者が当該公共職業訓練等を受けるため待期している期間を含む。）内の失業している日について、所定給付日数を超えてその者に基本手当を支給することができる。 (○)

法 25 条 広域延長給付

〔問題〕 広域延長給付を受けている受給資格者について訓練延長給付が行われることとなったときは、訓練延長給付が終わった後でなければ、広域延長給付は行われない。

(×) そのまま広域延長給付が行われる。

〔問題〕 広域延長給付が訓練延長給付に優先する。 (○)

〔問題〕 広域延長措置に基づき所定給付日数を超えて基本手当の支給を受けることができる者が厚生労働大臣が指定する地域に住所又は居所を変更した場合、引き続き当該措置に基づき所定給付日数を超えて基本手当を受給することができる。 (○)

〔問題〕 厚生労働大臣は、広域延長給付の措置を決定するためには、その地域における雇用に関する状況等から判断して、その地域内に居住する求職者がその地域において職業に就くことが困難であると認める地域について、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための計画を作成し、関係都道府県知事及び公共職業安定所長に、当該計画に基づく広範囲の地域にわたる職業紹介活動を行わせなければならない。

(×) 関係都道府県知事ではなく、関係都道府県労働局長

〔問題〕 広域延長給付を受けている者が、厚生労働大臣の指定する地域に住所又は居所を変更した場合には、引き続き広域延長給付を受けることができるが、延長できる日数の限度は、移転の前後を通じて 90 日である。 (○)

〔問題〕 広域延長給付の措置の決定がなされた場合、その決定の日以後に他の地域からその対象地域に移転した受給資格者は、その移転の理由いかんに関わらず、当該広域延長給付を受けることができない。

(×) その移転について特別の理由があると認められる場合には、広域延長給付が行われることがある。

法 27 条 全国延長給付

〔問題〕【 ① 】は、失業の状況が全国的に著しく悪化し、政令で定める基準に該当するに至った場合において、受給資格者の就職状況からみて必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、失業している日について、【 ② 】を超えて受給資格者に基本手当を支給する措置を決定することができる。

①厚生労働大臣 ②所定給付日数

〔問題〕全国延長給付の限度は90日である。 (○)

〔問題〕全国延長給付は、連続する4月間の各月における基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に当該各月の末日における被保険者の数を加えた数で除して得た率が、それぞれ100分の3となる場合には、支給されることがある。

(×) 100分の4

〔問題〕広域延長給付及び全国延長給付はいずれも期間を限って実施されるものであり、その期間の末日が到来したときは、延長日数が90日に達していない受給資格者についても、その日限りで当該延長給付は打ち切られることになる。 (○)

〔問題〕広域延長給付及び全国延長給付における延長の限度は、いずれも90日である。

(○)

〔問題〕訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付により、所定給付日数を超えて基本手当が支給される場合、その日額は、本来の基本手当の日額の100分の80に相当する額となる。

(×) 本来の基本手当の日額に相当する額となる。

〔問題〕広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わった後でなければ全国延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者について広域延長給付が行われることとなったときは、広域延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付は行わない。 (○)

法附則5条 給付日数の延長に関する暫定措置（個別延長給付）

〔問題〕 受給資格に係る離職の日が平成【 ① 】年3月31日以前である受給資格者（就職困難な者を除く）のうち、「有期労働契約が契約されなかったことにより離職した【 ② 】及び特定受給資格者であって、受給資格者に係る離職日において、【 ③ 】歳未満である者又は雇用機会が不足していると認められる一定の地域内に居住する者であり、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就職が困難な者であると認められた者等について、【 ④ 】を行うことができる。

①29 ②特定理由離職者 ③45 ④個別延長給付

〔問題〕 個別延長給付の支給対象者は、特定受給資格者に限られる。

（×）特定理由離職者も含まれる。

〔問題〕 個別延長給付の適用を受けることのできる受給資格者であっても、同時に訓練延長給付の対象となる場合には、まず訓練延長給付が行われ、それが終わった後でなければ、個別延長給付は行われぬ。

（×）個別延長給付が行われ、それが終わった後でなければ、訓練延長給付は行われぬ。

〔問題〕 個別延長給付の日数は、原則として60日である。（○）

〔問題〕

対象者	支給日数の限度
原則	【 ① 】日
（例外）算定基礎期間が20年以上＋ （一）離職日における年齢が35歳以上45歳未満である者 （所定給付日数270日） （二）離職日における年齢が45歳以上60歳未満である者 （所定給付日数330日）	【 ② 】日

①60 ②30

法 28 条 延長給付に関する調整

〔問題〕 広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わった後でなければ【 ① 】及び【 ② 】は行わず、【 ① 】を受けている受給資格者については、当該【 ① 】が終わった後でなければ【 ② 】は行わない。

①全国延長給付 ②訓練延長給付

〔問題〕 訓練延長給付を受けている受給資格者について広域延長給付又は全国延長給付が行われることとなったときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者について広域延長給付が行われることとなったときは、広域延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付は行わない。(○)

法 32 条 1 項 職業紹介の拒否による給付制限

〔問題〕 受給資格者（訓練延長給付（訓練終了後の延長給付に限る。）、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。）が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して【 ① 】カ月間は、基本手当を支給しない。

①1

法 32 条 2 項 職業指導の拒否による給付制限

〔問題〕 受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従って公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して1年を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

(×) 1カ月を超えない範囲内

〔問題〕 上記職業指導の拒否による給付制限は、高年齢受給資格者又は特例受給資格者についても同様とする。(○)

〔問題〕 受給資格者が、正当な理由がなく職業指導を受けることを拒んだことにより基本手当を支給しないこととされている期間であっても、他の要件を満たす限り、技能習得手当が支給される。

(×) 基本手当を支給されない期間については、技能習得手当及び寄宿手当は支給されない。

法 29 条 1 項 給付日数を延長した場合の給付制限

〔問題〕 訓練延長給付（訓練終了後の延長給付に限る。）、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従って公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。（○）

法 33 条 離職理由による給付制限

〔問題〕 被保険者が自己の責めに帰すべき【 ① 】によって解雇され、又は正当な理由がなく【 ② 】によって退職した場合には、待期期間の満了後【 ③ 】以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。ただし、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間については、この限りでない。

①重大な理由 ②自己の都合 ③1 カ月以上 3 カ月

〔問題〕 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された場合、その者が当該離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日の後 1 か月以上 3 か月以内の間で公共職業安定所長の定める期間（ただし、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間は除く。）は、基本手当が支給されない。

(×) その者が当該離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日の後ではなく、待期期間の満了後

〔問題〕 被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、雇用保険法第 21 条に定める待期の期間満了後 1 か月以上 3 か月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、技能習得手当が支給されない。（○）

〔問題〕 正当な理由がなく自己の都合によって退職したため、基本手当について離職理由に基づく給付制限を受けている受給資格者であっても、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることとなった場合においては、当該公共職業訓練等を受ける期間について、技能習得手当を受給することができる。 (○)

〔問題〕 被保険者が自己の責に帰すべき重大な理由によって解雇された場合であっても、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練の受講開始日以後は、他の要件を満たす限り基本手当が支給される。 (○)

〔問題〕 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間については、基本手当にかかる給付制限が解除される。 (○)

〔問題〕 上司、同僚等から故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことにより退職した場合は、自己の都合によって退職した場合であっても、正当な理由があるためこれを理由とする給付制限は行われぬ。 (○)

〔問題〕 自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された場合は、待期の満了の日の翌日から起算して1か月以上3か月以内の間、基本手当は支給されないが、この間についても失業の認定を行わなければならない。

(×) 失業の認定を行う必要はない。

〔問題〕 管轄公共職業安定所の長は、正当な理由なく自己の都合によって退職したことで基本手当の支給をしないこととされる受給資格者に対して、職業紹介及び職業指導を行うことはない。

(×) 職業紹介又は職業指導を行うものと規定されている。

法 34 条 不正受給による給付制限

〔問題〕 偽りその他不正の行為により【 ① 】又は【 ② 】の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、【 ③ 】を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の【 ④ 】を支給することができる。

①求職者給付 ②就職促進給付 ③基本手当 ④全部又は一部

〔問題〕 偽りその他不正の行為により基本手当の支給を受けようとした者には、やむを得ない理由がある場合を除き、当該基本手当の支給を受けようとした日から起算して1か月に限り、基本手当を支給しない。

(×) 「1か月に限り」ではなく、給付の支給を受け、又は受けようとした日「以後」

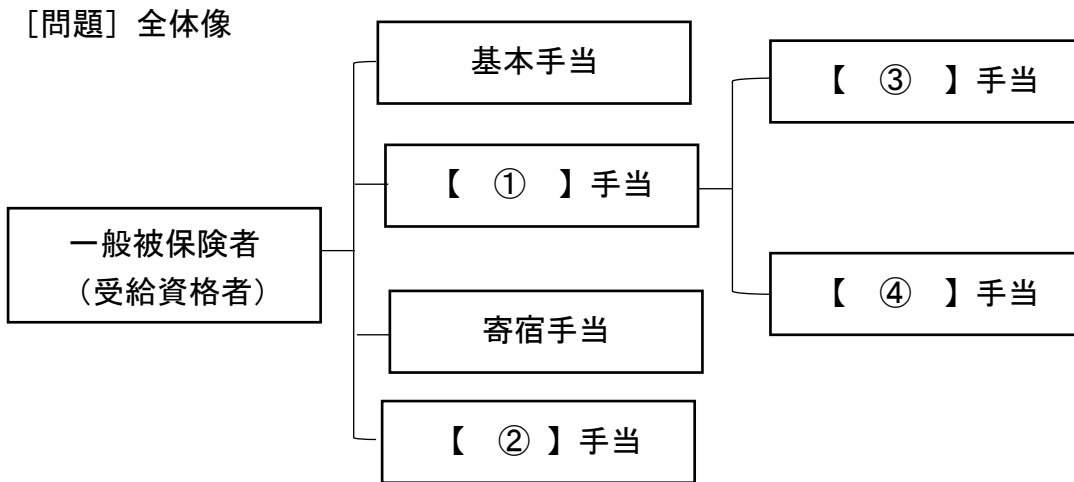
〔問題〕 偽りその他不正な行為により就職促進給付を受けたことにより処分を受けた者が、給付を受けた日以後新たに受給資格を取得した場合には、その受給資格に基づく就職促進給付を受けることができる。(○)

法 30 条 1 項 支給方法・支給期日

〔問題〕 基本手当は、原則として、【 ① 】週間に一回、失業の認定を受けた日分を支給するものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る基本手当の支給について【 ② 】月に1回支給される。

①4 ②1

法36条 技能習得手当及び寄宿手当



①技能習得 ②傷病 ③受講 ④通所

[問題] 技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。 (○)

[問題] 寄宿手当は、受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計同一の同居の親族（事実婚を含む。）と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給する。

(×) 生計を維持されている同居の親族と別居している場合

[問題] 基本手当を支給しないこととされる期間であっても、技能習得手当及び寄宿手当は支給される。

(×) 基本手当が支給されない期間は、技能習得手当及び寄宿手当は支給されない。

[問題] 技能習得手当には、受講手当、通所手当の2種類がある。 (○)

則 57 条 受講手当

〔問題〕 受講手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日であって、基本手当の支給対象となるものについて支給される。 (○)

〔問題〕 受講手当の日額は、60日分を限度とし、2,000円である。

(×) 40日分を限度に、日額500円

〔問題〕 受講手当の日額は、基準日における受給資格者の年齢に応じて、500円又は700円とされている。

(×) 年齢にかかわらず、一律500円

〔問題〕 受講手当は、受給資格者が公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等を受けた日以外の日についても、支給されることがある。

(×) 公共職業訓練等を受けた日以外の日について、支給されることはない。

則 59 条 通所手当

〔問題〕 通所手当は、徒歩の場合と通所距離が片道2km未満の場合、支給されない。

(○)

〔問題〕 片道【 ① 】 km以上の場合、通所手当は、月額【 ② 】 円を限度に支給される。

①2 ②42,500

〔問題〕 受給資格者が公共職業訓練等を行う施設に付属する宿泊施設に寄宿し、300メートル余りの距離を徒歩により通所する場合にも、通所手当が支給される。

(×) 徒歩の場合、通所手当は支給されない。

則 60 条 寄宿手当

〔問題〕 寄宿手当は、受給資格者が公共職業訓練等を受けるために住所又は居所を離れて寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給されるものであり、その者により生計を維持されている同居の親族がいるか否かは問わない。

(×) その者により生計を維持されている同居の親族がいない場合には支給されない。

〔問題〕 寄宿手当の額は、当該受給資格者の年齢や被保険者であった期間の長さによって異なることはない。(○)

〔問題〕 寄宿手当の額は、月額【 ① 】円である。

①10,700

〔問題〕 寄宿手当は、公共職業訓練等受講開始前の寄宿日については支給されることはない。(○)

法 37 条 傷病手当

〔問題〕 傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、【 ① 】をした後において、【 ② 】のために職業に就くことができない場合に、受給期間内の当該疾病又は負傷のために【 ③ 】の支給を受けることができない日（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。）について支給する。

①求職の申込み ②疾病又は負傷 ③基本手当

〔問題〕 傷病手当の日額は、基本手当の日額に相当する額である。(○)

〔問題〕 傷病手当は、受給資格者以外の高年齢受給資格者、特例受給資格者にも要件に該当したら支給される。

(×) 高年齢受給資格者、特例受給資格者には、支給されない。

〔問題〕 傷病手当を支給する日数は、認定を受けた受給資格者の所定給付日数から当該受給資格に基づき既に基本手当を支給した日数を差し引いた日数とする。 (○)

〔問題〕 労働の意思又は能力がないと認められる者が傷病となった場合には、疾病又は負傷のため職業に就くことができないとは認められないから、傷病手当は支給できない。 (○)

〔問題〕 求職の申込後に疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができない場合において、その期間が継続して15日未満のときは、証明書により失業の認定を受け、基本手当の支給を受けることができるので、傷病手当は支給されない。 (○)

〔問題〕 延長給付に係る基本手当を受給中の受給資格者には、傷病手当は支給されない。 (○)

〔問題〕 広域延長給付に係る基本手当を受給中の受給資格者が疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができない場合、傷病手当が支給される。 (×) 傷病手当は支給されない。

〔問題〕 傷病の認定は、天災その他認定を受けなかったことについてやむを得ない理由がない限り、職業に就くことができない理由がやんだ日の翌日から起算して10日以内に受けなければならない。

(×) 職業に就くことができない理由がやんだ後、最初に基本手当を支給すべき日（最初の支給日）までに受けなければならない。

〔問題〕 傷病手当を支給する日数は、受給資格者の所定給付日数から当該受給資格に基づきすでに基本手当を支給した日数を差し引いた日数とする。 (○)

〔問題〕 傷病手当を支給したときは、当該日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。 (○)

〔問題〕基本手当の支給を受けることができる日であっても要件に該当すれば、傷病手当を受給することができる。

(×) 受給することはできない。

第 5 章 高年齢被保険者の求職者給付

法 37 条の 2 高年齢求職者給付金

〔問題〕 【 ① 】 が失業した場合には、高年齢求職者給付金を支給する。

①高年齢被保険者

〔問題〕 高年齢被保険者が失業した場合、高年齢求職者給付金の他、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当が支給される。

(×) 高年齢被保険者が失業した場合、高年齢求職者給付金のみである。

〔問題〕 高年齢求職者給付金は、65 歳以降において失業した場合、支給要件に該当すれば、何度でも支給を受けることができる。 (○)

法 37 条の 3 高年齢受給資格

〔問題〕 高年齢求職者給付金は、高年齢被保険者が失業した場合において、離職の日以前 【 ① 】 年間に、被保険者期間が通算して 【 ② 】 カ月以上であったときに支給する。

①1 ②6

〔問題〕 高年齢求職者給付金は、高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間に、被保険者期間が通算して 6 カ月以上あったときに支給する。

(×) 平成 29 年法改正により、高年齢継続被保険者ではなく、高年齢被保険者

〔問題〕 高年齢受給資格者が受給期間内に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き 30 日以上賃金の支払を受けることができなかつた場合、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を 1 年に加算した期間（その期間が 4 年を超えるときは、4 年間）に、被保険者期間が通算して 6 カ月以上であったときに支給する。

(○)

法37条の4第4項 失業の認定

〔問題〕 高年齢求職者給付金の支給を受けようとする高年齢受給資格者は、離職の日から起算して、1年を経過する日までに、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしたうえ、失業していることについての認定を受けなければならない。

(×) 離職の日の翌日から起算して1年を経過する日まで

〔問題〕 高年齢受給資格者が失業の認定を受ける場合、「高年齢受給資格者証」に「高年齢受給資格者失業認定申告書」を添えて提出したうえ、職業の紹介を受けなければならない。

(×) 「高年齢受給資格者失業認定申告書」に「高年齢受給資格者証」を添えて提出

法37条の4 高年齢求職者給付金の額

〔問題〕 高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を受給資格者とみなして計算した基本手当の日額に、下記の表の算定基礎期間の区分に応じて定める日数を乗じて得た額とする。(○)

〔問題〕

算定基礎期間	支給日数
1年以上	【 ① 】日
1年未満	【 ② 】日

①50 ②30

〔問題〕 失業の認定日から受給期限日までの日数が、50日又は30日に満たない場合には、当該認定のあった日から受給期限日までの日数に相当する日数分の支給とする。(○)

〔問題〕 高年齢求職者給付金の額の算定の基礎となる基本手当の日額の算定に際して、離職時において30歳未満である基本手当の受給資格者の賃金日額の上限が適用される。

(○)

〔問題〕 基本手当に係る待期及び給付制限等の規定は、高年齢求職者給付金についても準用される。(○)

第6章 短期雇用特例被保険者の求職者給付

法38条1項 特例一時金

〔問題〕短期雇用特例被保険者が失業した場合には、【 ① 】を支給する。

①特例一時金

法39条 特例受給資格

〔問題〕特例一時金は、短期雇用特例被保険者が失業した場合、離職の日以前【 ① 】年間に、被保険者期間が【 ② 】カ月以上あったときに支給する。

①1 ②6

〔問題〕特例受給資格者が受給期間内に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかつた場合、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を1年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間）に、被保険者期間が通算して6カ月以上であったときに支給する。 (○)

〔問題〕短期雇用特例被保険者の被保険者期間は、当分の間、1暦月中に、賃金の支払いの基礎となった日数が【 ① 】日以上ある月を、被保険者期間の1カ月として計算する。

①11

法40条3項 失業の認定

〔問題〕特例一時金の支給を受けようとする特例受給資格者は、離職の日の翌日から起算して1カ月を経過する日までに、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業していることについての認定を受けなければならない。

(×) 6カ月を経過する日まで

〔問題〕特例受給資格者及び高年齢受給資格者については、受給期間の延長の規定はない。 (○)

法 40 条 特例一時金の額

〔問題〕 特例一時金の額は、原則として基本手当の日額の【 ① 】日相当分とするが、特例一時金の支給を受ける季節労働者の実態等を踏まえて、当分の間、【 ② 】日とする。

①30 ②40

〔問題〕 基本手当に係る待期及び給付制限等の規定は、特例一時金について準用される。

(○)

法 41 条 公共職業訓練等を受ける場合

〔問題〕 特例受給資格者が公共職業訓練等を受ける場合には、その公共職業訓練等を受け終わる日までに限り、受給資格者に係る求職者給付（基本手当、技能習得手当、傷病手当、寄宿手当）を支給する。

(×) 傷病手当は支給されない。

〔問題〕 特例受給資格者が、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が30日（当分の間40日）以上2年以内のものに限る。）を受ける場合には、特例一時金を支給しないものとし、その者を受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、求職者給付（傷病手当を除く。）を支給する。 (○)

第7章 日雇労働被保険者の求職者給付

法43条 日雇労働求職者給付金

[問題] 日雇労働被保険者が失業した場合には、日雇労働求職者給付金を支給する。 (○)

[問題] 日雇労働求職者給付金には、普通給付と特別給付の2種類がある。

(×) 特別給付ではなく、特例給付

[問題] 前2月の各月において【 ① 】日以上同一の事業主の適用事業に雇用された日雇労働被保険者又は同一の事業主の適用事業に継続して【 ② 】日以上雇用された日雇労働被保険者が資格継続の認可を受けなかったため、日雇労働被保険者とされなくなった【 ③ 】に離職し、失業した場合には、その失業した月の間における日雇労働求職者給付金の支給については、その者を日雇労働被保険者とみなす。

①18 ②31 ③最初の月

[問題] 日雇労働被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所において、日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。 (○)

法45条 日雇労働求職者給付金の受給資格（普通給付）

[問題] 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した場合において、その失業の日の属する月の前【 ① 】間に、その者について、印紙保険料が通算して【 ② 】分以上納付されているときに支給する。

①2カ月 ②26日

[問題] 上記の規定に基づき支給する給付を普通給付という。 (○)

〔問題〕日雇労働被保険者が前【 ① 】において【 ② 】日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して【 ③ 】日以上雇用された場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、その者は、引き続き、日雇労働被保険者となることができる。

①2月の各月 ②18 ③31

法 46 条 給付の調整

〔問題〕日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が受給資格者である場合において、その者が、基本手当の支給を受けたときはその支給の対象となった日については日雇労働求職者給付金を支給しない。 (○)

〔問題〕基本手当と日雇労働求職者給付金が同一の日に支給されることはない。 (○)

法 47 条 失業の認定

〔問題〕日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業している日（失業の認定を受けた日に限る。）について支給する。 (○)

〔問題〕失業の認定を受けようとする者は、所定の期限までに居住地の公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

(×) その者が選択する公共職業安定所に出頭

〔問題〕失業の認定は、基本手当と同様に28日の各日について行うものとする。

(×) 日々その日について行う。

〔問題〕公共職業安定所長は、失業の認定及び日雇労働求職者給付金の支給を行う【 ① 】を定め、その支給を受けようとする者に知らせなければならない。

①時刻

[問題] 失業の認定を受けようとする日が、行政機関の休日、降雨、降雪その他やむを得ない理由のため事業主が事業の休止により紹介された職業に就くことができない場合等のときは、その日の後1カ月以内にその日に職業に就くことができなかつたことを届け出て、失業の認定を受けることができる。(○)

法48条 日雇労働求職者給付金の日額

[問題]

等級	日額	要件
第1級給付金	【 ① 】円	前2月間に第1級印紙保険料が24日以上納付されている場合
第2級給付金	【 ② 】円	・前2月間に第2級印紙保険料が24日以上納付されている場合 ・前2月間に納付された印紙保険料のうち、第1級印紙保険料、第2級印紙保険料、第3級印紙保険料の順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合
第3級給付金	【 ③ 】円	第1級及び第2級のいずれにも該当しない場合

①7,500 ②6,200 ③4,100

法49条1項 日雇労働求職者給付金の日額等の自動的変更

[問題] 厚生労働大臣は、平均定期給与額が、直近の日雇労働求職者給付金の日額等が変更されたときの当該変更の基礎となった平均定期給与額の100分の【 ① 】を超え、又は100分の【 ② 】を下るに至った場合において、その状態が継続すると認めるときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率を基準として、日雇労働求職者給付金の日額等を変更しなければならない。

①120 ②83

法 50 条 日雇労働求職者給付金の支給日数等

[問題]

印紙保険料納付日数	支給日数
【 ① 】日～31日	【 ③ 】日
32日～35日	14日
36日～39日	15日
40日～43日	16日
【 ② 】日～	【 ④ 】日

①26 ②44 ③13 ④17

[問題] 日雇労働求職者給付金の支給額は、前6月間の印紙保険料の納付日数に応じて上記の支給日数分が支給される。

(×) 前2月

[問題] 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した日の属する月における失業の認定を受けた日について、その月の前【 ① 】月間に、その者について納付されている印紙保険料が通算して【 ② 】日分以下であるときは、通算して【 ③ 】日分を限度として支給し、その者について納付されている印紙保険料が通算して【 ② 】日分を超えているときは、通算して、【 ② 】日分を超える4日分ごとに1日を【 ③ 】日に加えて得た日数分を限度として支給する。ただし、その月において通算して【 ④ 】日分を超えては支給しない。

①2 ②28 ③13 ④17

[問題] 日雇労働求職者給付金は、各週（日曜日から土曜日までの7日をいう。）につき日雇労働被保険者が職業に就かなかつた最初の日については、支給しない。(○)

[問題] 日雇労働被保険者が失業した日の属する月における失業の認定を受けた日について、その月の前2月間に、その者について納付されている印紙保険料が通算して28日分である場合、日雇労働求職者給付金のいわゆる普通給付は、その月において通算して13日分を限度として支給される。(○)

[問題] 日雇労働被保険者が失業した日の属する月における失業の認定を受けた日について、その月の前2月間に、その者について納付されている印紙保険料が通算して45日分である場合、日雇労働求職者給付金のいわゆる普通給付は、その月において通算して17日分を限度として支給される。(○)

法51条1項 日雇労働求職者給付金の支給方法等

[問題] 日雇労働求職者給付金は、公共職業安定所において、失業の認定を行った日に支給するものとする。(○)

法52条1項・3項 給付制限

[問題] 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、原則その拒んだ日から起算して1カ月間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。

(×) 7日間

[問題] 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が、偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、その支給を受け、又は受けようとした月及びその月の翌月から1カ月間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、日雇労働求職者給付金の全部又は一部を支給することができる。

(×) 3カ月間

法 53 条 日雇労働求職者給付金の特例（特例給付）

〔問題〕日雇労働被保険者が失業した場合において、下記のいずれにも該当するときは、その者は、公共職業安定所長に申し出て、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる。

(1) 継続する【 ① 】月間に当該日雇労働被保険者について印紙保険料が毎月【 ② 】日分以上、かつ、通算して【 ③ 】日分以上納付されていること。

(2) 前号に規定する継続する【 ① 】月間（「基礎期間」）のうち後の五月間に日雇労働求職者給付金の支給を受けていないこと。

(3) 基礎期間の最後の月の翌月以後【 ④ 】月間（申出をした日が当該【 ④ 】月の期間内にあるときは、同日までの間）に日雇労働求職者給付金の支給を受けていないこと。

①6 ②11 ③78 ④2

〔問題〕日雇労働求職者給付金のいわゆる特例給付の支給を受けるためには、少なくとも、雇用保険法第 53 条第 1 項第 2 号にいう基礎期間の最後の月の翌月以後 4 月間（当該特例給付について公共職業安定所長に申出をした日が当該 4 月の期間内にあるときは、同日までの間）に、日雇労働求職者給付金のいわゆる普通給付の支給を受けていないことが必要である。

(×) 4 月を 2 月にすれば正解

〔問題〕日雇労働求職者給付金のいわゆる特例給付の支給を受けるためには、基礎期間のうち後の 5 月間に日雇労働求職者給付金のいわゆる普通給付又は特例給付の支給を受けていないことが必要である。 (○)

〔問題〕日雇労働求職者給付金の特例給付を受給するためには、日雇労働被保険者が失業した場合において継続する 6 か月間に、当該日雇労働被保険者について、印紙保険料が毎月 11 日分以上、かつ、通算して 78 日分以上、納付されていることが必要である。 (○)

法 54 条 支給期間及び支給日数

〔問題〕特例給付による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる期間及び日数は、基礎期間の最後の月の翌月以後【 ① 】月の期間内の失業している日について、通算して【 ② 】日分を限度とする。

①4 ②60

〔問題〕 日雇労働求職者給付金のいわゆる特例給付は、原則として、4 週間に 1 回失業の認定を行った日に当該認定に係る日分が支給され、したがって、この場合は、当該認定日に最大で 24 日分が支給されることになる。 (○)

則 79 条 1 項 失業の認定

〔問題〕 失業の認定は、管轄公共職業安定所において、申出をした日から起算して 4 週間に 1 回ずつ行うものとする。 (○)

法 56 条 日雇労働被保険者であった者に係る被保険者期間等の特例

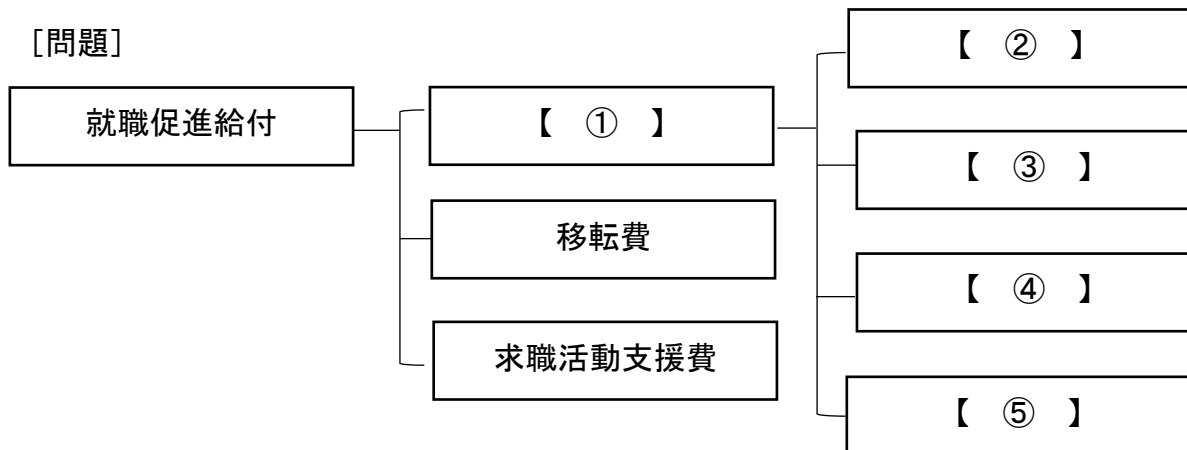
〔問題〕 日雇労働被保険者が 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、その翌月以後において離職した場合には、その 2 月を基本手当に係る被保険者期間の 2 月として計算することができる。 (○)

〔問題〕 日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された後に離職した場合（上記の場合を除く。）には、その者の日雇労働被保険者であった期間を基本手当に係る被保険者期間の計算において被保険者であった期間とみなすことができる。 (○)

第8章 就職促進給付

法56条の3 就業促進手当

〔問題〕 就業促進手当には、就業手当、再就職手当、就業促進手当及び常用就職支度手当の4種類がある。(○)



①就業促進手当 ②就業手当 ③再就職手当 ④就業促進定着手当 ⑤常用就職支度手当

〔問題〕 就業促進手当

手当の種類	就業形態	支給要件（抜粋）
就業手当	非常用型 (アルバイト等)	基本手当の支給残日数が所定給付日数の【 ① 】以上、かつ、【 ② 】日以上ある受給資格者
再就職手当	常用型	基本手当の支給残日数が所定給付日数の【 ① 】以上ある受給資格者
就業促進定着手当	常用型	【 ③ 】手当の支給を受けた者 (平成26年4月から 施行)
常用就職支度手当	常用型 (就職困難者)	・ 受給資格者（基本手当の支給残日数が所定給付日数の【 ① 】未満） ・ 特例受給資格者 ・ 日雇受給資格者

①3分の1 ②45 ③再就職

法 56 条の 3 第 1 項 就業手当の支給要件および支給額

〔問題〕 就業手当は、職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の【 ① 】以上かつ【 ② 】日以上である受給資格者が一定の要件に該当したときに支給する。

①3分の1 ②45

〔問題〕 就業手当の支給要件は、下記①～⑤のすべての要件を満たす必要がある。(○)

- ①再就職手当の支給要件を満たしていないこと（安定した職業に就いた者でないこと）
- ②就職前の事業主に再び雇用されたものでないこと
- ③待期期間が経過した後職業に就き、または事業を開始したこと
- ④離職理由に基づく給付制限の適用を受けた場合において、待期期間の満了後1カ月の期間内については、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと
- ⑤雇入れすることを求職の申込みをした日前に約した事業主に雇用されたものでないこと

〔問題〕 就業手当の支給額は、現に職業に就いている日1日につき、基本手当日額×【 ① 】である。

①3/10

法56条の3第1項 再就職手当の支給要件および支給額

〔問題〕再就職手当は、職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の【 ① 】以上ある受給資格者が一定の要件に該当したときに支給する。

①3分の1

〔問題〕再就職手当は、下記のすべての要件に該当したときに支給する。

- (1) 安定した職業に就いたこと（【 ① 】年を超えて引き続き雇用されることが確実な場合）
- (2) 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと
- (3) 待期期間が経過した後職業に就き、又は【 ② 】したこと
- (4) 離職理由に基づく給付制限の適用を受けた場合において、待期期間の満了後【 ③ 】カ月の期間内については、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと
- (5) 雇入れすることを求職の申込みをした日前に約した事業主に雇用されたものでないこと

①1 ②事業を開始 ③1

〔問題〕再就職手当の支給要件の1つに、安定した職業に就いたこと（1年以上引き続き雇用されることが確実な場合）がある。

(×) 1年を超えて

〔問題〕再就職手当の額は、支給残日数に応じて下記のとおりである。

支給残日数	支給額
1/3以上2/3未満	基本手当日額×支給残日数×【 ① 】
2/3以上（早期再就職者）	基本手当日額×支給残日数×【 ② 】

①6/10 ②7/10

法 56 条の 3 第 3 項 就業促進定着手当の支給要件および支給額

〔問題〕 就業促進定着手当は、【 ① 】の支給を受けた者が、下記の(1)及び(2)に該当した場合に支給する。

- (1) 同一適用事業主にその職業に就いた日から引き続いて【 ② 】カ月以上雇用される者であること
- (2) みなし賃金日額が算定基礎賃金日額を下回った者であること

①再就職手当 ②6

〔問題〕 就業促進定着手当の支給額は、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に【 ① 】（早期再就職者にあつては【 ② 】）を乗じて得た額を限度として厚生労働大臣が定める額とする。

①10分の4 ②10分の3

法 56 条の 3 第 1 項 常用就職支度手当の支給要件および支給額

〔問題〕 常用就職支度手当は、下記の者に支給する。

- (1) 職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の【 ① 】未満である受給資格者
- (2) 高年齢受給資格者（高年齢求職者給付金の支給を受けた者であつて、当該高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して【 ② 】年を経過していないものを含む。）
- (3) 特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して【 ③ 】カ月を経過していない者を含む。）
- (4) 日雇受給資格者（日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者であつて、身体障害者その他就職が困難な者）

①3分の1 ②1 ③6

〔問題〕 常用就職支度手当は、下記のすべての要件に該当したときに支給する。

- (1) 安定した職業に就いたこと（【 ① 】年以上引き続き雇用されることが確実な場合）
- (2) 公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと
- (3) 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと
- (4) 【 ② 】期間が経過した後職業に就いたこと
- (5) 離職理由又は紹介拒否等による給付制限の期間が経過した後に職業に就いたこと

①1 ② 待期

〔問題〕 常用就職支度手当の額は、基本手当日額に【 ① 】を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額とする。

支給残日数等	支給額
原則	基本手当日額×90×【 ② 】
45日以上90日未満	基本手当日額×支給残日数×【 ② 】
90日未満	基本手当日額×45×【 ② 】

①40 ②4/10

法 56 条の 3 第 2 項 支給調整

〔問題〕 受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者が、再就職手当又は常用就職仕度手当に係る安定した職業に就いた日前【 ① 】年以内の就職について再就職手当又は常用就職仕度手当の支給を受けたことがあるときは、再就職手当又は常用就職仕度手当を支給しないものとする。

①3

法 58 条 移転費

〔問題〕 移転費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更する場合に限り、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めるときに、支給する。

(×) 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるための住所等の変更も該当する。

〔問題〕 移転費の額は、受給資格者等及びその者により生計を維持されている同居の親族の移転に通常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定める。(○)

〔問題〕 移転費の支給を受けた受給資格者等は、下記のいずれかに該当するときは、その事実が確定した日の翌日から起算して10日以内に移転費を支給した公共職業安定所長にその旨を届け出るとともに、その支給を受けた移転費に相当する額を返還しなければならない。(○)

- ・ 公共職業安定所の紹介した職業に就かなかったとき
- ・ 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けなかったとき
- ・ 移転しなかったとき

〔問題〕 移転費支給申請書の提出は、移転の日の翌日から起算して【 ① 】以内にしなければならない。ただし、天災その他提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

①1カ月

〔問題〕 移転費の額は、受給資格者等及びその者により生計を維持されている同居の親族の移転に通常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定める。 (○)

〔問題〕 移転費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、移転料とする。

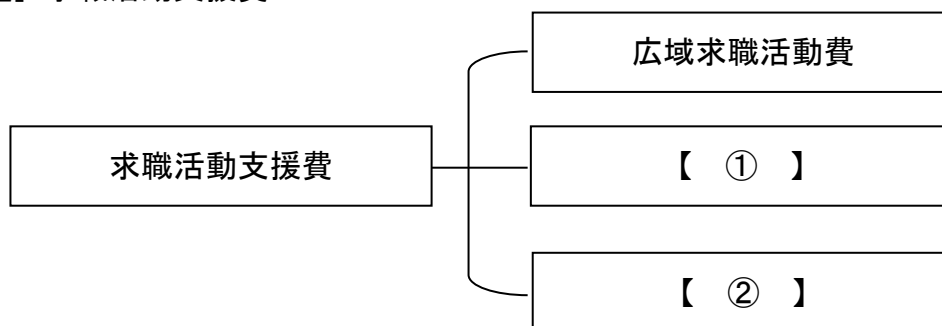
(×) 着後手当が漏れている。

〔問題〕 移転費（着後手当を除く）は、移転費の支給を受ける受給資格者等の旧居住地から新居住地までの順路によって支給する。 (○)

法 59 条 広域求職活動費

〔問題〕 平成 29 年の法改正により、広域求職活動費という名称を求職活動支援費という名称にし、広域求職活動費に新たに、短期訓練受講費と求職活動関係役務利用費を加えて内容の拡充をした。 (○)

〔問題〕 求職活動支援費



①短期訓練受講費 ②求職活動関係役務利用費

〔問題〕 広域求職活動費は、ハローワークの紹介によって、遠方の事業所の求人に応募し、遠方の事業所で面接するなど一定の要件を満たした場合に、交通費や宿泊費の相当額が支給される制度である。 (○)

〔問題〕 広域求職活動費の具体的な内容は、鉄道賃、船賃、航空費、車賃、宿泊料である。 (○)

〔問題〕 広域求職活動費は、往復 200 キロ以上の距離が必要である。 (○)

〔問題〕 広域求職活動費のうち宿泊料は、原則 1 泊につき 8,700 円である。(地域により 7,800 円) (○)

〔問題〕 短期訓練受講費は、教育訓練給付金の支給を受けていないことが前提である。(○)

〔問題〕 短期訓練受講費は、受給資格者等がハローワークの職業指導により、短期間の教育訓練を受けて修了した場合、その講座の入学金や受講料の費用の【 ① 】割 (【 ② 】万円の上限あり) を支給する制度である。

①2 ②10

〔問題〕 求職活動関係役務利用費は、受給資格者等が求人者に面接や職業訓練・教育訓練を受講している間、その子どもに対して保育所等を利用した場合に利用費の【 ② 】割を支給する制度である。(1日あたりの利用費は【 ② 】円が上限)

①8 ②8,000

法 60 条 給付制限

〔問題〕 偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、就職促進給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、就職促進給付の全部又は一部を支給することができる。(○)

第9章 教育訓練給付

法60条の2第1項 教育訓練給付金の支給要件

〔問題〕教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者（以下【 ① 】）が、【 ② 】及び【 ③ 】を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が【 ④ 】する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を受けている場合であって厚生労働省令で定める場合を含み、当該教育訓練に係る【 ⑤ 】により厚生労働省令で定める【 ⑥ 】がされた場合に限る。）において、支給要件期間が【 ⑦ 】年以上であるときに、支給する。

- (1) 当該教育訓練を開始した日（【 ⑧ 】）に一般被保険者又は【 ⑨ 】である者
(2) 前号に掲げる者以外の者であって、基準日が当該基準日の直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日から【 ⑩ 】年以内にあるもの

①教育訓練給付対象者 ②雇用の安定 ③就職の促進 ④指定 ⑤指定教育訓練実施者 ⑥証明

⑦3 ⑧基準日 ⑨高年齢被保険者 ⑩1

〔問題〕教育訓練は、一般教育訓練と専門実践教育訓練とに区分される。 (○)

〔問題〕一般教育訓練は、当該教育訓練が修了した場合でなければ支給されないが、専門実践教育訓練は、当該教育訓練を受けている間においても支給される。 (○)

〔問題〕一般教育訓練は、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（専門実践教育訓練を除く）で、趣味的、教養的な教育訓練は含まれない。 (○)

〔問題〕専門実践教育訓練は、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち、中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練をいう。 (○)

〔問題〕教育訓練給付金は、教育訓練を修了した場合に支給されるものであり、途中で受講を中止して当該教育訓練を修了しなかった場合には受給することができない。 (○)

法 60 条の 2 第 2 項 支給要件期間

〔問題〕 支給要件期間とは、教育訓練給付対象者が、基準日までの間に、原則として、同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者として雇用された期間とする。 (○)

〔問題〕 基準日とは、当該教育訓練を開始した日とする。 (○)

〔問題〕 支給要件期間

	一般教育訓練	専門実践教育訓練
初めて支給を受ける場合	【 ① 】年	【 ③ 】年
過去に支給を受けている場合	【 ② 】年	【 ④ 】年

①1 ②3 ③2 ④10

〔問題〕 教育訓練給付対象者が初めて教育訓練給付金の支給を受ける場合については、当分の間、支給要件期間が1年以上あれば、受給が可能とされている。 (○)

〔問題〕 一般被保険者であった者が教育訓練給付金を受給する場合、当該教育訓練の開始日は、原則として、その直前の一般被保険者でなくなった日から1年以内でなければならない。 (○)

〔問題〕 過去に教育訓練給付金を受給したことがある者は、過去の受講終了日以降の支給要件期間が3年以上にならなければ、新たに教育訓練給付金を受給する資格を有しない。

(×) 過去の教育訓練を開始した日以降の支給要件期間が3年以上

〔問題〕 適用事業 A で一般被保険者として2年間雇用されていた者が、Aの離職後傷病手当を受給し、その後適用事業 B に2年間一般被保険者として雇用された場合、当該離職期間が1年以内であり過去に教育訓練給付金の支給を受けていないときには、当該一般被保険者は教育訓練給付金の対象となる。

(○) 基本手当や傷病手当の支給を受けても、支給要件期間の算定に影響しない。

〔問題〕教育訓練給付金の支給要件期間は、基本手当の受給の有無に関係なく算定され、離職後1年以内に雇用されていれば、通算される。(○)

〔問題〕受講開始時に適用事業Aで一般被保険者として雇用されている者が、その前に適用事業Bで一般被保険者として雇用されていた場合、Bの離職後に基本手当を受給したことがあれば、教育訓練給付金の支給要件期間の算定に当たって、Bにおける雇用期間は通算されない。

(×) Bにおける雇用期間は通算される。

〔問題〕受講開始時に甲事業所で一般被保険者として雇用されている者が、その前に乙事業所で一般被保険者として雇用されていた場合、甲事業所で現在雇用されている期間に係る一般被保険者となった日と乙事業所で一般被保険者でなくなった日との間が1年以内でなければ、教育訓練給付金における支給要件期間として通算されない。(○)

法60条の2第4項 支給額

〔問題〕教育訓練給付金の額は、教育訓練給付対象者が教育訓練の受講のために支払った費用の額（当該教育訓練の受講のために支払った費用の額であることについて当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により【 ① 】がされたものに限る。）に【 ② 】以上【 ③ 】以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。

①証明 ②100分の20 ③100分の60

〔問題〕支給要件期間が3年の者が教育訓練の受講のために支払った費用が5万円である場合、受給できる教育訓練給付金の額は1万円である。(○)

[問題] 支給率

教育訓練給付対象者の区分	支給率
(1) 支給要件期間が3年以上ある者であって、一般教育訓練を受け修了した者	100分の【 ① 】
(2) 支給要件期間が10年以上ある者であって、専門実践教育訓練を受け修了した者（下記の者を除く）	100分の【 ② 】
(3) 支給要件期間が10年以上ある者であって、専門実践教育訓練を受け修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等し、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された者又は雇用されている者	100分の【 ③ 】

①20 ②40 ③60

[問題] 教育訓練給付金の算定の基礎となる、教育訓練の受講のために支払った費用として認められるのは、入学料及び受講料（当該教育訓練の期間が1年を超えるときは、当該1年を超える部分に係る受講料を含む。）

(×) 1年以内の分に限る。

[問題] 教育訓練給付金の額として算定された額が5,000円となるときは、教育訓練給付金は、支給されない。

(×) 4,000円を超えないとき

[問題] 教育訓練給付金の算定の基礎となる、教育訓練の受講のために支払った費用として認められるのは、入学料及び最大1年分の受講料のみである。(○)

[問題] 教育訓練を受講するための交通費、パソコン等の器材の費用、支給申請時点で未納分の受講料、検定試験の受験料は、いずれも教育訓練給付金の支給対象となる費用に含まれない。(○)

則 101 条 支給申請等

[問題] 教育訓練給付金の支給を受けようとする者は、当該教育訓練給付金の支給に係る教育訓練を修了した日の翌日から起算して1か月以内に、教育訓練給付金支給申請書に所定の書類を添えて、管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。(○)

〔問題〕 管轄公共職業安定所の長は、教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に教育訓練給付金を支給する。 (○)

法附則11条の2第1項 教育訓練支援給付金の支給要件

〔問題〕 教育訓練支援給付金は、教育訓練給付対象者であって、厚生労働省令で定めるところにより、平成【 ① 】年3月31日以前に同項に規定する教育訓練であって【 ② 】を開始したもの（当該教育訓練を開始した日における年齢が【 ③ 】歳未満であるものに限る。）が、当該教育訓練を受けている日（当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた日に限る。）のうち失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について支給する。

①31 ②専門実践教育訓練 ③45

〔問題〕 専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合に、訓練受講をさらに支援するため、教育訓練支援給付金が支給される。 (○)

〔問題〕 教育訓練支援給付金の日額は、原則として離職する直前の6か月間に支払われた賃金額から算出された基本手当の日額に相当する額の50%である。 (○)

〔問題〕 教育訓練支援給付金は受給資格者が基本手当の給付を受けることができる期間は支給されない。 (○)

〔問題〕 専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち、下記の離職者を対象とする。 (○)

- ・ 一般被保険者でなくなってから1年以内に専門実践教育訓練を開始する者
- ・ 専門実践教育訓練の受講開始時に45歳未満であること
- ・ 教育訓練給付金を受けたことがないこと（平成26年10月1日以前に受けたことがある場合は例外）
- ・ 専門実践教育訓練の受講開始日が平成31年3月31日以前であること 等々

法附則 11 条の 2 第 3 項 教育訓練支援給付金の支給額

〔問題〕 教育訓練支援給付金の額は、原則として基本手当の日額に相当する額に 100 分の【 ① 】を乗じて得た額（基本手当の日額の【 ② 】相当額）とし、基本手当が支給される期間や基本手当の待期期間、基本手当の給付制限が行われている間は支給されない。

①50 ②50%

法附則 27 条 1 項～3 項 支給申請等

〔問題〕 教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者は、原則として専門実践教育訓練を開始する日の 3 カ月前までに、管轄公共職業安定所に出頭し、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に所定の書類を添えて提出しなければならない。

(×) 1 カ月前

法 60 条の 3 給付制限

〔問題〕 偽りその他不正の行為により教育訓練給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、教育訓練給付金を支給しない。(○)

〔問題〕 不正受給について、やむを得ない理由がある場合には、教育訓練給付金の全部又は一部を支給することができる。(○)

第10章 雇用継続給付

法61条 高年齢雇用継続基本給付金

〔問題〕高年齢雇用継続給付には、基本手当等を受給せずに雇用を継続する者に対して支給される【 ① 】と基本手当等を受給した後再就職した者に対して支給される【 ② 】がある。

①高年齢雇用継続基本給付金 ②高年齢再就職給付金

〔問題〕高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）に対して【 ① 】に支払われた賃金の額が、みなし賃金日額に30を乗じて得た額の【 ② 】に相当する額を下るに至った場合に、当該【 ① 】について支給する。

①支給対象月 ②100分の75

〔問題〕高年齢雇用継続基本給付金の支給要件の判断に当たり、比較の対象となる60歳到達時の賃金は、当該被保険者を【 ① 】及び【 ② 】とみなし、かつ、その者が60歳に達した日（60歳到達時に被保険者であった期間が5年未満である場合は、5年となった日）を受給資格に係る【 ③ 】とみなして算定される賃金日額に基づいて算定される。

①受給資格者 ②高年齢受給資格者 ③離職の日

〔問題〕支給対象月に下記のいずれかに該当する場合は、支給されない。

- (1) 算定基礎期間に相当する期間が、【 ① 】年に満たないとき
- (2) 支給対象月に支払われた賃金の額が、【 ② 】円（支給限度額）以上であるとき

①5 ②339,560

〔問題〕高年齢雇用継続基本給付金は、要件を満たした一般被保険者を対象とする。 (×)
一般被保険者及び高年齢被保険者が対象

〔問題〕高年齢雇用継続基本給付金の支給要件として、被保険者であった期間（算定基礎期間に相当する額）が1年以上あることが必要である。

(×) 5年以上

〔問題〕支給対象月とは、その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者である月をいい、月の中途から始まる場合や月の途中で終わる月については、支給対象月に該当しないため、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金のいずれも支給されない。(○)

〔問題〕高年齢雇用継続給付を受けていた者が、暦月の途中で、離職により被保険者資格を喪失し、1日以上被保険者期間の空白が生じた場合、その月は高年齢雇用継続給付の支給対象とならない。(○)

〔問題〕高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金のいずれについても、支給対象月に支払われた賃金が本人の非行又は傷病によって低下した場合には、その支払いを受けたものとみなして賃金額の計算がなされる。(○)

〔問題〕支給対象月において下記の理由により支払を受けることができなかった賃金がある場合、その支払を受けたものとみなして賃金額の計算がなされる。(○)

1. 非行
2. 疾病又は負傷
3. 事業所の休業
4. 前各号に掲げる理由に準ずる理由であって、公共職業安定所長が定めるもの（妊娠・出産等）

高年齢雇用継続基本給付金の支給額

〔問題〕みなし賃金月額とは、みなし賃金日額に30を乗じて得た額である。(○)

〔問題〕高年齢雇用継続基本給付金の支給額

要件	高年齢雇用継続基本給付金の支給額
(1) 支給対象月の賃金の額が、みなし賃金月額の【①】未満であるとき	支給対象月の賃金額 × 【②】
(2) 賃金の額が、みなし賃金月額の【①】以上【③】未満であるとき	支給対象月の賃金 × 15%から一定の割合で逡減する率
(3) 賃金の額が、みなし賃金月額の【③】以上であるとき	不支給

①100分の61 ②100分の15 ③100分の75

〔問題〕 高年齢雇用継続基本給付金の原則的な額は、「賃金 × 15/100」である。 (○)

〔問題〕 高年齢雇用継続基本給付金に関し、ある支給対象月に支払われた賃金の額が、みなし賃金日額に 30 を乗じて得た額の 100 分の 50 に相当する場合、同月における給付金の額は、当該賃金の額に 100 分の 15 を乗じて得た額（ただし、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額。）となる。 (○)

〔問題〕 高年齢雇用継続基本給付金の額は、一支給対象月について、賃金額が雇用保険法第 61 条第 1 項に規定するみなし賃金日額に 30 を乗じて得た額の 100 分の 61 に相当する額未満であるとき、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えない限り、100 分の 15 となる。 (○)

則 101 条の 5 支給申請

〔問題〕 被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）は、初めて高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするときは、支給対象月の初日から起算して

【 ① 】カ月以内に、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書に雇用保険被保険者 60 歳到達時等賃金証明書添付を添えて、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

①4

〔問題〕 60 歳到達時等賃金証明書の添付は、高年齢雇用継続基本給付金の申請時には必要で、高年齢再就職給付金の申請時には、不要である。 (○)

〔問題〕 高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金のいずれについても、公共職業安定所に支給申請書を提出するに当たっては、雇用保険被保険者 60 歳到達時等賃金証明書を添付することが必要である。

(×) 高年齢再就職給付金は、60 歳到達時等賃金証明書が不要である。

法61条の2 高年齢再就職給付金

〔問題〕高年齢再就職給付金は、受給資格者（受給資格に係る離職の日における算定基礎期間が【 ① 】年以上あり、かつ、当該受給資格に基づく【 ② 】の支給を受けたことがある者に限る。）が【 ③ 】歳に達した日以後安定した職業に就くことにより一般被保険者又は高年齢被保険者となった場合において、当該被保険者に対し再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、当該基本手当の日額の算定の基礎となった賃金日額に30を乗じて得た額の100分の【 ④ 】に相当する額を下るに至ったときに、当該再就職後の【 ⑤ 】について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該職業に就いた日（次項において「就職日」という。）の前日における支給残日数が、【 ⑥ 】日未満であるとき。
- (2) 当該再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、【 ⑦ 】（支給限度額）円以上であるとき。

①5 ②基本手当 ③60 ④75 ⑤支給対象月 ⑥100 ⑦339,560

〔問題〕60歳に達する日より前に離職した被保険者については、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受け、60歳に達した後に所定の日数を残して再就職し、被保険者になったとしても、高年齢再就職給付金は支給されない。

（×）60歳に達する前に離職した場合でも、他の要件を満たせば支給される。

〔問題〕60歳に達した日以後安定した職業に就くことは要件の一つであるが、安定した職業に就く前の離職については、60歳に達する日より前に離職した場合でもよいとされている。（○）

〔問題〕受給資格者が公共職業安定所の紹介によらずに再就職した場合であっても、所定の要件を満たせば、高年齢再就職給付金の支給を受けることができる。（○）

〔問題〕高年齢再就職給付金は、基本手当の支給残日数のいかんにかかわらず、当該被保険者が65歳に達する日の属する月よりも後の月について支給されることはない。（○）

〔問題〕高年齢再就職給付金の「再就職後の支給対象月」とは、就職日の属する月から当該就職日の翌日から起算して【 ① 】年（当該就職日の前日における支給残日数が【 ② 】日未満である被保険者については、1年）を経過する日の属する月（その月が被保険者が65歳に達する日の属する月後であるときは、65歳に達する日の属する月）までの期間内にある月をいう。

①2 ②200

〔問題〕高年齢再就職給付金は、本来の計算方法によって算定した支給対象月における支給額が、当該受給資格者に係る賃金日額の最低限度額の100分の80に相当する額に達しない場合には、当該100分の80に相当する額が支給される。

(×) 支給されない。

則 101 条の 7 支給手続

〔問題〕被保険者は、初めて高年齢再就職給付金の支給を受けようとするときは、再就職後の支給対象月の初日から起算して【 ① 】カ月以内に、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書を、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる

①4

法 61 条の 4 育児休業給付金の支給要件

〔問題〕育児休業給付金は、一般被保険者又は高年齢被保険者が、その【 ① 】歳（その子が1歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあっては、【 ② 】カ月）に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前【 ③ 】年間に、みなし被保険者期間が通算して【 ④ 】カ月以上であったときに、【 ⑤ 】について支給する。

①1 ②1歳6 ③2 ④12 ⑤支給単位期間

[問題] 上記、当該休業を開始した日前【 ① 】年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き【 ② 】日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を【 ① 】年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間）とする。

①2 ②30

[問題] みなし被保険者期間とは、休業を開始した日を被保険者でなくなった日とみなして、基本手当に係る被保険者期間の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間である。 (○)

[問題] 上記みなし被保険者期間は、休業を開始した日からさかのぼって被保険者であった期間を1カ月ごとに区分して、この各区分のうち賃金支払基礎日数が11日以上ある場合に、その1カ月の期間をみなし被保険者期間の1カ月として計算する。 (○)

[問題] 短期雇用特例被保険者は、育児休業給付金及び介護休業給付金を受けることができない。 (○)

[問題] 育児休業給付又は介護休業給付の支給を受けるためには、原則として、休業を開始した日前2年間に、みなし被保険者期間が通算して12か月以上あることが必要である。 (○)

[問題] 父母ともに育児休業を取得する場合（パパママ育休プラス制度）は、一定の要件を満たす場合、子が1歳2か月に達する日の前日までの間、育児休業給付金が支給される。 (○)

[問題] 被保険者の養育する子について、当該被保険者の配偶者が、その子が1歳に達する日以前にその子を養育するために育児休業している場合、当該被保険者は、一定の要件を満たせば、その子が1歳2か月に達する日の前日までに自らが取得した育児休業について、育児休業給付金の支給を受けることができる。 (○)

〔問題〕 父母ともに育児休業を取得する場合（パパママ育休プラス制度）は、支給対象となる期間の算定は、配偶者との合計で1年が上限となる。

（×）配偶者との合計で1年が上限となるのではなく、それぞれに上限が定められている。

則 101 条の 11 第 1 項 支給対象となる育児休業

〔問題〕 育児休業給付金は、一定の被保険者が、下記のいずれにも該当する休業をした場合に、支給する。

- (1) 支給単位期間において公共職業安定所長が就業をしていると認める日数が【 ① 】日（【 ① 】日を超える場合にあっては、公共職業安定所長が就業をしていると認める時間が【 ② 】時間）以下であるものに限る。
- (2) 被保険者がその事業主に申し出ることによってすること。
- (3) 育児休業の申出は、その期間中は休業をすることとする一の期間について、その初日及び末日（「休業終了予定日」）とする日を明らかにしてすること。
- (4) 子が1歳（一定の場合1歳2カ月又は1歳6カ月）に達した後の休業でないこと等々

①10 ②80

法 61 条の 4 第 4 項 育児休業給付金の支給額

〔問題〕 育児休業給付金の額は、1支給単位期間について、休業開始時賃金日額（原則【 ① 】日。ただし、最後の支給単位期間については、その支給単位期間の日数）を乗じて得た額の【 ② 】に相当する額とする。

ただし、当分の間、50%（休業を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して【 ③ 】に達するまでの間に限り67%相当額とする。

①30 ②100分の40 ③180

〔問題〕 育児休業給付金の額は、原則、下記のとおりとする。

休業開始時賃金日額×支給日数×【 ① 】

①40/100

[問題] 暫定措置として、当分の間、育児休業給付金の額は、下記のとおりとする。

休業を開始した日から起算した当該育児休業給付金の支給に係る休業日数	支給額
通算して180日に達するまでの間	休業開始時賃金日額×支給日数×【 ① 】
通算して181日目以降	休業開始時賃金日額×支給日数×【 ② 】

①100分の67 ②100分の50

[問題] 休業日数が181日目以降で、育児休業期間中に事業主から賃金が支払われる場合、ある支給単位期間における賃金額が、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の40以下であれば、当該支給単位期間における育児休業給付金の金額は、その賃金額によって変動することはない。

(×) 100分の30以下

[問題] 支給単位期間に、事業主から賃金が支払われた場合は、下記のとおりとする。
(休業日数が181日目以降の場合)

支給単位期間に支払われた賃金額	調整
事業主から支払われた賃金額が休業開始時賃金月額【 ① 】%以下	減額されない
事業主から支払われた賃金額が休業開始時賃金月額【 ① 】%を超え【 ② 】%未満	休業開始時賃金月額の80%相当額と事業主から支払われた賃金額との差額支給
事業主から支払われた賃金額が休業開始時賃金月額【 ② 】%以上	支給されない

①30 ②80

[問題] 支給単位期間に、事業主から賃金が支払われた場合は、下記のとおりとする。
(休業日数が180日目までの場合)

支給単位期間に支払われた賃金額	調整
事業主から支払われた賃金額が休業開始時賃金月額【 ① 】%以下	減額されない
事業主から支払われた賃金額が休業開始時賃金月額【 ① 】%を超え【 ② 】%未満	休業開始時賃金月額の80%相当額と事業主から支払われた賃金額との差額支給
事業主から支払われた賃金額が休業開始時賃金月額【 ② 】%以上	支給されない

①13 ②80

[問題] 育児休業給付金に係る休業開始時賃金日額の上限額は、被保険者の年齢にかかわらず、30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額(14,150円)とする。(○)

則 101 条の 13 支給申請

[問題] 被保険者は、初めて育児休業給付金の支給を受けようとするときは、育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書の提出を、雇用保険法第61条の4第3項に規定する支給単位期間の初日から起算して2カ月を経過する日の属する月の末日までにしなければならない。

(×) 4カ月

法 61 条の 6 介護休業給付金の支給申請

[問題] 介護休業給付金は、一般被保険者及び高年齢被保険者が、【 ① 】を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前【 ② 】年間、みなし被保険者期間が通算して【 ③ 】カ月以上であったときに、支給単位期間について支給する。

①対象家族 ②2 ③12

[問題] 介護休業給付金は、一般被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象家族を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前2年間に、被保険者期間が通算し12か月以上であったときに、支給単位期間について支給される。

(×) 被保険者期間ではなく、みなし被保険者期間

〔問題〕 みなし被保険者期間とは、休業を開始した日を被保険者でなくなった日とみなして法 14 条の規定（被保険者期間）を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間である。 (○)

〔問題〕 当該休業を開始した日前 2 年間（当該休業を開始した日前 2 年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き 30 日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を 2 年に加算した期間（その期間が 4 年を超えるときは、4 年間））に、みなし被保険者期間が通算して 12 箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。 (○)

〔問題〕 介護休業給付金は、被保険者が、下記のいずれにも該当する休業をした場合に、支給する。

- (1) 支給単位期間において就業をしている日数が【 ① 】日以下であること
- (2) 被保険者がその事業主に申し出ることによってすること
- (3) 介護休業をする期間について、その初日及び末日を明らかにしてすること

①10

〔問題〕 対象家族とは、当該被保険者の配偶者（事実婚を含む）、父母、子及び配偶者の父母、当該被保険者の祖父母、兄弟姉妹、及び孫とする。 (○)

〔問題〕 被保険者の祖父母、兄弟姉妹及び孫は、当該被保険者と同居し、かつ、扶養していることが要件である。

(×) 平成 29 年改正により、同居し、かつ、扶養要件は不要

〔問題〕 被保険者の配偶者の祖父母は、介護休業給付の支給に関して対象家族に含まれる。

(×) 配偶者の祖父母は対象家族ではない。

〔問題〕 平成 29 年の法改正により従来の同居及び扶養の要件が不要になり、対象家族の範囲が拡大された。 (○)

〔問題〕 介護休業を開始した日前2年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を2年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間）とする。 (○)

法61条の6第4項 介護休業給付金の支給額

〔問題〕 介護休業給付金の額は、1支給単位期間について、下記の式により計算した額とする。

（原則）

休業開始時賃金日額×支給日数×【 ① 】

（暫定措置）

休業開始時賃金日額×支給日数×【 ② 】

①100分の40 ②100分の67

〔問題〕 休業開始時賃金日額の上限額は、受給資格に係る離職の日に45歳以上60歳未満の受給資格に係わる賃金日額の上限額を適用する。 (○)

則101条の19 支給申請

〔問題〕 介護休業給付金の支給を受けようとする者は、当該休業を終了した日の翌日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までにその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に支給申請しなければならない。 (○)

法61条の7 給付制限

〔問題〕 偽りその他不正の行為により介護休業給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、介護休業給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、介護休業給付金の全部又は一部を支給することができる。 (○)

第11章 雇用保険二事業

法62条1項 雇用安定事業

[問題] 政府は、被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、【 ① 】【 ② 】【 ③ 】その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、所定の事業を行うことができる。

①失業の予防 ②雇用状態の是正 ③雇用機会の増大

[問題] 雇用安定事業には、下記の助成金が規定されている。 (○)

- ・雇用調整助成金
- ・労働移動支援助成金
- ・高年齢者雇用安定助成金
- ・特定求職者雇用開発助成金

[問題] 能力開発事業の一つである雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労使協定に基づいて、対象被保険者について休業又は出向を行い、休業手当の支払い又は出向労働者の賃金負担をした場合に支給されるものである。

(×) 能力開発事業ではなく、雇用安定事業である。

[問題] 雇用安定事業のうち、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させる事業主等に対して、必要な助成及び援助を行う事業の実施に関する事務は、都道府県知事が行うこととされている。

(×) 都道府県労働局長（公共職業安定所長経由）が行うこととされている。

[問題] 雇用保険二事業の対象となるのは、被保険者又は被保険者であった者に限られず、被保険者になろうとする者も含まれる。 (○)

法 63 条 1 項 能力開発事業

〔問題〕 政府は、被保険者等に関し、【 ① 】を通じて、これらの者の【 ② 】を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、所定の事業を行うことができる。

①職業生活の全期間 ②能力

〔問題〕 能力開発事業の一つとして、雇用保険の受給資格者自らが創業し、創業後1年以内に雇用保険の適用事業主となった場合に支給される受給資格者創業支援助成金の制度が設けられている。

(×) 能力開発事業ではなく、雇用安定事業の内容である。

〔問題〕 能力開発事業には、下記の助成金が規定されている。 (○)

- ・ キャリア形成促進助成金
- ・ 職場適応訓練
- ・ 介護労働講習

〔問題〕 都道府県が設置する職業能力開発校や職業能力開発短期大学校に対する経費の補助は、能力開発事業の対象とならない。

(×) 対象となる。

〔問題〕 技能検定の実施に要する経費を負担することや、技能検定を行う法人その他の団体に対して技能検定を促進するために必要な助成を行うことは、能力開発事業の対象に含まれている。 (○)

〔問題〕 雇用保険二事業に要する費用については国庫負担はなく、当該費用については、労使が折半して支払う保険料のみによって運営される。

(×) 事業主の負担する保険料のみによって運営される。

〔問題〕 雇用保険二事業に充てられる分の雇用保険率については、いわゆる弾力条項が設けられており、保険収支の状況によってその率に変更されることがある。 (○)

〔問題〕雇用保険二事業に関しても、行政庁の職員が適用事業所に立ち入り、関係者に対して質問し、又は帳簿書類の検査を行う権限が認められている。(○)

法 64 条ほか 就職支援法事業

〔問題〕雇用保険法第 64 条は、「政府は、【 ① 】の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による【 ② 】の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する【 ③ 】を行う者に対して、同法第 5 条の規定による助成を行うこと及び同法第 2 条に規定する【 ② 】に対して、同法第 7 条第 1 項の職業訓練受講給付金を支給することができる。」と規定している。

①被保険者であった者及び被保険者になろうとする者 ②特定求職者 ③認定職業訓練

法 66 条・67 条 国庫の負担

〔問題〕

給付等の種類	国庫負担の割合
求職者給付に要する費用 (日雇労働求職者給付金及び高年齢求職者給付金を除く)	【 ① 】 (広域延長給付を受ける者の求職者給付に要する費用については【 ② 】)
日雇労働求職者給付金に要する費用	【 ③ 】
雇用継続給付に要する費用 (高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く)	【 ④ 】
就職支援法事業における職業訓練受講給付金に要する費用	【 ⑤ 】

①4分の1 ②3分の1 ③8分の1 ④2分の1

〔問題〕雇用保険法においては、求職者給付たる【 ① 】並びに雇用継続給付たる高年齢雇用継続基本給付金及び【 ② 】に要する費用については、事務の執行に要する経費を除き、国庫負担の規定から除外されている。

①高年齢求職者給付金 ②高年齢再就職給付金

[問題] 育児休業給付及び介護休業給付に要する費用について、国庫負担はない

(×) 国庫負担はある。

[問題] 雇用保険法においては、国庫は、同法第64条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一定割合を負担することとされている。(○)

[問題] 国庫は、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。）に要する費用の一部を負担するが、その額は、当分の間、本来の規定による負担額の【 ① 】に相当する額とされている。

①100分の55

[問題] 教育訓練給付に要する費用については、原則として、その8分の1を国庫が負担するものとされている。

(×) 国庫負担はない。

[問題] 国庫負担のない給付は、就職促進給付、教育訓練給付、雇用保険二事業（就職支援法を除く。）である。(○)

[問題] 雇用保険事業の事務の執行に要する経費については、国庫が、毎年度、予算の範囲内において負担するものとされている。(○)

法 68 条 保険料

[問題] 雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。(○)

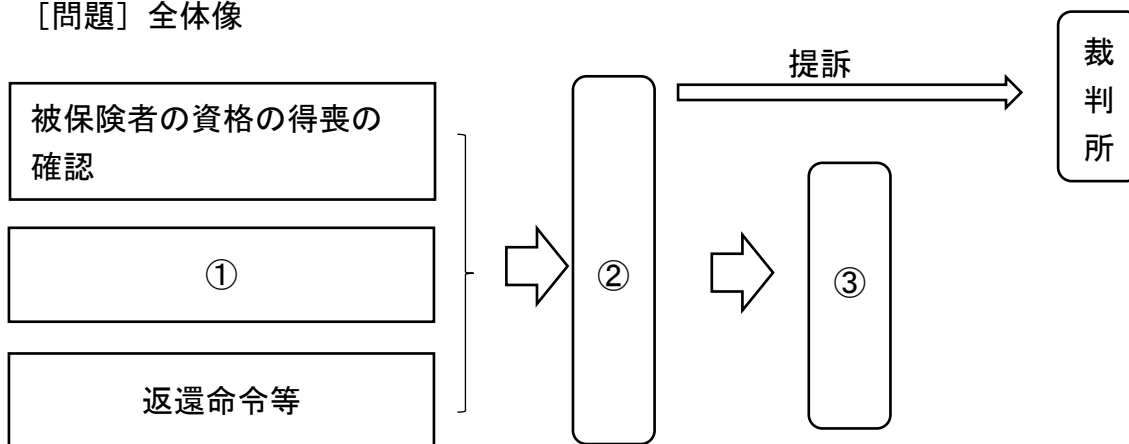
第13章 不服申立及び訴訟・雑則・罰則

法69条ほか 不服申立

〔問題〕被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認、失業等給付に関する処分又は返還命令等の規定による処分に不服のある者は、【 ① 】に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、【 ② 】に対して再審査請求をすることができる。

①雇用保険審査官 ②労働保険審査会

〔問題〕全体像



①失業等給付 ②雇用保険審査官 ③労働保険審査会

〔問題〕請求期間及び方法

	請求期間	方法
審査請求 ⇒雇用保険審査官	処分のあったことを知った日の翌日から起算して【 ① 】カ月	口頭又は文書
再審査請求 ⇒労働保険審査会	決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して【 ② 】カ月	文書

①3 ②2

〔問題〕公共職業安定所長が行った失業等給付に関する処分に不服のある者は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、労働保険審査会に対して審査請求をすることができる。

(×) 3カ月以内に、雇用保険審査官に対して審査請求ができる。

[問題] 再審査請求に対する労働保険審査会の決定を経なければ、提起することができない。

(×) 審査請求に対する雇用保険審査官の決定を経れば、提起することができる。

[問題] 雇用保険二事業の給付金を支給しないことについて不服のある者は、雇用保険審査官に審査請求をする権利を有する。

(×) 雇用保険二事業に関する不服は、雇用保険審査官に対して審査請求できない。

[問題] 雇用保険二事業にかかるものは、行政不服審査法により不服申立てをすることができる。(○)

[問題] 審査請求及び再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす(○)

[問題] 自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇されたとして基本手当の給付制限を受けた者は、これに不服である場合、雇用保険審査官に対して審査請求を行うことができる。(○)

法 70 条 不服理由の制限

[問題] 労働者が被保険者でなくなったことの確認に関する処分が確定したときは、当該処分についての不服を、当該処分に基づく失業等給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。(○)

法 71 条 不服申立てと訴訟との関係

[問題] 公共職業安定所長が行った失業等給付に関する処分に不服のある者は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、労働保険審査会に対して審査請求をすることができる。

(×) 3 カ月以内に、雇用保険審査官に対して審査請求ができる。

[問題] 審査請求に対する雇用保険審査官の決定を経れば、提起することができる。(○)

[問題] 失業等給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求がされた日の翌日から起算して3か月を経過しても労働保険審査会の裁決がない場合には、当該再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経ずに提起することができる。

(×) 下記の①、②の選択が可能になったため誤り(平成28年法改正)

①二重前置の規定(雇用保険審査官⇒労働保険審査会)

②再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経ずに提起

法74条 時効

[問題] 失業等給付の支給を受ける権利は、2年を経過したときは時効によって消滅するが、失業等給付の不正受給が行われたときに政府がその返還を受ける権利は、会計法の規定に従って、5年間これを行わないときに、時効により消滅する。

(×) 雇用保険法の規定に従い、2年間これを行わないときに、時効により消滅する。

[問題] 失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利は、2年を経過したときに、時効によって消滅する。(○)

[問題] 被保険者であった者に係る資格取得の確認の請求をする権利は、離職後2年を経過すれば時効によって消滅する。

(×) 消滅しない。(時効により、確認の請求をする権利が消滅することはない)

[問題] 求職者給付の支給を受ける権利は、5年を経過したとき、時効によって消滅する。

(×) 2年を経過したとき

法 76 条ほか 報告等

〔問題〕 行政庁は、雇用保険法施行規則で定めるところにより、被保険者を雇用していた事業主に対して、雇用保険法の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるが、当該命令は、文書によって行うものとする。 (○)

法 77 条の 2 資料の提供等

〔問題〕 行政庁は、受給資格者等に職業紹介を行う民間の職業紹介事業者に対して、当該職業紹介事業が有料であるか無料であるかにかかわらず、雇用保険法の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。 (○)

法 79 条 立入検査

〔問題〕 行政庁は、雇用保険法の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険者を雇用していた事業主の事務所に立ち入らせることができるが、この権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (○)

〔問題〕 雇用保険二事業に関しては、行政庁の職員が適用事業所に立ち入り、関係者に対して質問、帳簿書類の検査を行う権限が認められていない。

(×) 権限が認められている。

法 83 条、84 条 事業主等に対する罰則

〔問題〕 事業主が法 83 条の罰則規定に該当するときは、【 ① 】カ月以下の懲役又は【 ② 】万円以下の罰金に処する。

①6 ②30

〔問題〕 雇用保険法では、教育訓練給付対象者や、未支給の失業等給付の支給を請求する者に関しても、一定の行為について懲役刑又は罰金刑による罰則を設けている。 (○)

〔問題〕労働者が雇用保険法第8条に基づき公共職業安定所長に被保険者となったことの確認の請求をした場合、事業主がそれを理由に労働者を解雇することは禁止されており、当該解雇は無効となるが、事業主に対する罰則はない。

(×) 事業主に対する罰則はある。

〔問題〕雇用保険法違反に対する罰則の適用にあたり、公共職業安定所長は、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う権限を与えられている。

(×) 権限は与えられていない。

法 85 条 被保険者等に対する罰則

〔問題〕被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、【 ① 】カ月以下の懲役又は【 ② 】万円以下の罰金に処する。

- (1) 偽りその他不正の行為によって日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合
- (2) 報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合
- (3) 立入検査の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

①6 ②20

法 86 条 両罰規定

〔問題〕法人（法人でない労働保険事務組合を含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、法 83、84、85 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。(○)